

安平町過疎地域持続的発展市町村計画

自 令和3年度
至 令和7年度

北海道勇払郡安平町

令和3年9月策定
令和5年3月変更
令和6年3月変更
令和8年1月変更

目 次

1 基本的な事項

(1) 安平町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 市町村行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	17
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	21

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27

6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
(3) 計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	51

【参考資料】

・事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	52
・位置図、胆振管内図	57

1 基本的な事項

(1) 安平町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

安平町は、北海道の道央圏に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接し、総面積約 237km²を有する町で、道都札幌市からは約 50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは 20km 程度、北海道の海の玄関口である苫小牧港からは 25km 程度の位置にあり、交通の便は良く、気候も温暖で積雪は比較的少ない地域といえます。

町の歴史は、明治 22 年にフモンケ（現早来富岡）に佐々木夫妻が入植・開墾したことから歴史がはじまり、明治 25 年に夕張線と室蘭線の分岐点として追分停車場線が開業されると、鉄道の拠点として鉄道関係者などの入植者が追分地区を中心に急増し、鉄道の開拓により開墾が進み、農業関係者の移住により早来地区では農林業、馬産業が発展しました。

その後、明治 33 年には苫小牧村から分村し安平村となり、昭和 27 年に安平村から追分村が分村し、安平村は早来町となり追分村は追分町として、それぞれが地域の特性を活かしながらまちづくりを進めてきましたが、53 年の歳月を経て、平成 18 年 3 月に再び一つの町となり、安平町として歩むこととなりました。

社会的・経済的な条件は、東西に J R 石勝線、南北に J R 室蘭本線が走り、これに並行して東西に北海道横断自動車道、南北に国道 234 号が走り、交点には追分町インターチェンジを有するなど交通の要衝となっており北海道横断自動車道の開通により、十勝圏や道東圏などとの物流や観光・交流人口の拡大が期待されています。

しかしながら、平成 30 年 9 月 6 日には、激甚災害に指定された北海道胆振東部地震が発生し、安平町では震度 6 強の強い揺れを観測しました。これにより各種施設、道路、水道、住家などに甚大な被害を受けましたが、震災からの早期復旧・未来へつなげる復興を目指してまちづくりを進めています。

②過疎の状況

国勢調査による当町の人口は、昭和 35 年の 14,485 人から減少を続け、平成 2 年には 1 万人を割り 9,519 人、令和 3 年 3 月末時点の住民基本台帳では 7,504 人となっています。このように過疎化が進行した要因は、全国的な人口減少や国鉄分割民営化、離農や商店街の疲弊に加え、平成 30 年北海道胆振東部地震を影響とした人口流出が要因と考えられます。

このような流れの中、当町では昭和 55 年の「過疎地域振興特別措置法」や平成 2 年に施行された「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年に施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき過疎計画を策定し、交通網等の整備や教育文化施設、福祉施設等の整備拡充を図りながら、住宅団地の分譲や民間アパートの建設誘導など「移住定住化施策」を地道に進め、定住人口の維持・確保に努めてきましたが、人口減に歯止めをかけるまでには至っていません。

このため、人口減少・少子化対策として、「子育て・教育」分野を優先すべき政策分野として位置付けながら、各種移住定住対策を推進することで、移住定住施策と少子化対策を組み合わせなが

ら、新たな魅力ある人口増加施策を検討し推進することとしています。

③産業構造の変化

昭和 35 年の産業別就業人口比率は、第 1 次産業が 43.5%、第 2 次産業が 12.5%、第 3 次産業が 44.0%と、農業と鉄道就業者が多く、安平町が基幹産業である農業と鉄道の要衝として発展してきたことが伺えます。

その後は、第 1 次産業である農業及び林業の就業人口が減少し、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年の間に、農業は半数以下となり林業は 2 割以下に減少し、平成 27 年の第 1 次産業就業人口比率は 24.9%となっています。

第 2 次産業については、昭和 35 年に 12.5%ほどでしたが、平成 2 年には約 1,200 人と全体の 24.9%に増加しています。しかし、これをピークに以降は減少し、平成 27 年の第 2 次産業就業人口比率は 17.2%となっています。

第 3 次産業の就業人口比率は、昭和 35 年の 44.0%から増減を繰り返し、平成 27 年に 57.0%となっています。また、就業人口は、昭和 35 年の 2,717 人から 434 人が減少し、平成 27 年は 2,283 人となっています。

④地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向の概要

当町の立地特性としては、地理的な優位条件があり、東西に J R 石勝線、南北に J R 室蘭本線が交差する鉄道の拠点となっています。さらに、J R と並行し北海道横断自動車道と国道 234 号が走り、交点にある追分町インターチェンジからは、北海道の空の玄関口である新千歳空港や国際拠点港湾である苫小牧港、道内最大の都市札幌市にも近距離に位置しています。

このような立地特性から、町内には分譲済みの安平工業団地、臨空工業団地、北町工業団地において幅広い業種の企業が操業をしており、近隣市町からの通勤者が多く昼夜間人口比率が高い状況となっています。また、追分工場適地、国家的プロジェクトとして進められた「苫小牧東部開発地域」には大小様々な企業の誘致が可能となっています。

近年では、再生可能エネルギーへの関心の高まりと、日照時間が長いという当町の気象特性を活かし、日本最大級の太陽光発電施設が建設されるなど、環境の保全とエネルギー自給率の向上、地域経済社会の発展に寄与する取組みが進められています。

現在は、企業誘致や町有宅地の分譲販売促進のほか、昼夜間人口比率の高さを活かして町外から町内事業所へ通勤する若者を対象とした移住定住支援策を実施しているところであり、今後も引き続き工場適地と宅地の分譲販売を進めるとともに、職住近接に向けた取組みを進めることで、過疎地域からの脱却を目指すこととしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

昭和35年に14,485人であった人口は、平成2年に1万人を割り込み、平成27年までの55年間に6,337人、約44%もの人口が減少しました。

この間、積極的な定住施策の実施により人口増加を迎えた時期もありましたが、平成15年以降、自然減・社会減の人口減少局面に転じており、近年では特に平成30年北海道胆振東部地震後の転出超過が顕著となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した人口推計では、令和27年(2045年)の当町の人口は、4,493人となっており、平成27年と比較すると減少率は44.8%で、今後も人口減少は加速していくものと予測されています。

15歳から29歳までの若年層の比率は、昭和35年の27.4%から減り続け、平成27年には半分以下の11.5%にまで落ち込み、反面、高齢者比率は、昭和35年に4.6%と一桁だった比率が、平成27年には34.6%と7倍以上に増加し、出生率の低下と若年者の流失、高齢化が著しく進んでいることから、安心して子どもを産み育てられる環境の整備とともに、若者世代の移住定住施策などによる対策がこれまで以上に必要となっています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	14,485	11,633	▲ 19.7	9,519	▲ 18.2	9,131	▲ 4.1	8,148	▲ 10.7	
0歳～14歳	5,136	2,944	▲ 42.7	1,533	▲ 47.9	1,183	▲ 22.8	887	▲ 25.0	
15歳～64歳	8,688	7,779	▲ 10.4	6,548	▲ 15.8	5,524	▲ 15.6	4,441	▲ 19.6	
うち15歳～29歳(a)	3,966	2,548	▲ 35.6	1,625	▲ 36.2	1,208	▲ 25.7	939	▲ 22.3	
65歳以上(b)	661	910	37.7	1,438	58.0	2,424	68.6	2,820	16.3	
(a)/総数 若年者比率	27.4%	21.9%	-	17.1%	-	13.2%	-	11.5%	-	
(b)/総数 高齢者比率	4.6%	7.8%	-	15.1%	-	26.5%	-	34.6%	-	

表1-1(2) 人口の見通し (資料:第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン)

区分	将来展望人口推計				
	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総数	7,006	6,444	5,893	5,362	4,872
0歳～14歳	9.9%	9.9%	10.2%	10.3%	10.6%
15歳～64歳	51.4%	50.4%	48.7%	46.3%	45.0%
65歳以上	38.7%	39.7%	41.1%	43.4%	44.4%

区分	国立社会保障・人口問題研究所推計				
	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総数	人 6,872	人 6,235	人 5,620	人 5,035	人 4,493
0歳～14歳	9.6%	9.1%	8.7%	8.4%	8.2%
15歳～64歳	51.8%	51.1%	49.6%	46.9%	45.2%
65歳以上	38.6%	39.8%	41.7%	44.7%	46.6%

②産業の推移と動向

昭和35年当時、6,176人であった就業人口は、平成27年までの55年間で約35.1%となる2,170人が減少しています。

産業別の就業人口比率は、第1次産業が昭和35年の43.5%から平成27年には24.9%に減少し、第2次産業は、昭和35年の12.5%から平成27年には17.2%へ増加、第3次産業は44.0%から57.0%へ増加しています。

全体の就業人口が減少した要因については、農家の離農と国鉄分割民営化、これらに加え社会全体における人口減少、商店等の疲弊によることと考えられますが、食糧基地北海道の一端を担う地域として、また、森林等による低炭素社会を構築する一つの地域としては、第1次産業の就業人口が減少し続けていることは危惧するところであります。

そのため、地産地消の推進に加え、農業後継者や新規就農者等の確保に努めるなど基幹産業を守っていく取組みが必要であり、さらには、グリーン・ツーリズムや自然体験など当町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした新たな地域経済の活性化が重要であり、地元企業や商店街などについても、地域の企業・商店などを守るという意識を町民が持って生活し経済活動をすることが必要です。

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	6,176人	5,345人	▲13.4%	4,852人	▲9.2%	4,518人	▲6.8%	4,006人	▲11.3%	
第一次産業 就業人口比率	43.5%	28.5%	—	24.3%	—	26.7%	—	24.9%	—	
第二次産業 就業人口比率	12.5%	17.5%	—	24.9%	—	17.2%	—	17.2%	—	
第三次産業 就業人口比率	44.0%	53.7%	—	50.8%	—	55.5%	—	57.0%	—	

※分類不能の産業があるため100%にならない年がある。

(3) 市町村行財政の状況

①行政の状況

当町の行政については、合併前からの行政改革と、合併後に策定した「安平町行政改革大綱」及び「集中改革プラン」、さらには「第3次安平町行政改革プラン」により、事務事業の見直しや職員定員の適正化、組織機構改革、民間委託の推進などに取り組んでいます。

これにより、合併時の平成18年3月末に171人であった職員数は、令和2年4月には136名と14年間で35名の削減を進めるとともに、グループ制の導入や庁舎を含む既存公共施設の集約と再配置による機構改革、文書管理システムや会計年度任用職員制度の導入、働き方改革の推進などにより、簡素で効率的な行政運営に努めています。

なお、現在の一部事務組合等の現状は次のとおりとなっています。

■一部事務組合の状況

《令和2年3月31日現在》

組合の名称	設立年月日	事務所の所在地	組合を組織する 地方公共団体	事務内容
安平・厚真行政事務組合	昭44.4.1	安平町早来北進 218番地7	安平町、厚真町	農業・生活廃棄物の収集及び処理並びに廃棄物の再生利用に関すること
胆振東部消防組合	昭46.7.1	厚真町字錦町 47番地	安平町、厚真町、 むかわ町	消防に関する事務
胆振東部日高西部衛生組合	昭47.4.1	むかわ町晴海町 94番地	安平町、厚真町、 むかわ町、日高町、平取町	し尿の処理並びに浄化槽清掃業の許可に関すること

■協議会の設立状況

《令和2年3月31日現在》

名称	設立年月日	事務局の所在地	構成団体	共同事務処理の内容
東胆振定住自立圏	平27.3.24	苫小牧市役所内	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組みに関すること
千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会	平4.11.30	千歳市役所内	千歳市、苫小牧市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町	拠点都市地域の形成実現のための事業

②財政の状況

平成 22 年度、平成 27 年度、令和元年度までの歳出総額を比較すると、平成 22 年度の 6,831 百万円が平成 27 年度 7,417 百万円と約 8.6%の増となり、平成 27 年度の 7,417 百万円が令和元年度に 11,505 百万円と約 55.1%の増となっています。

平成 27 年度については、防災行政情報告知ネットワークの整備やスポーツセンターの改修などの投資的事業の増加、令和元年度については、平成 30 年北海道胆振東部地震を起因とした災害復旧事業の増加が要因と考えられます。

令和元年度の財政力指数については、高所得者により類似団体の平均を上回っていますが、全国平均と比べると下回っており、平成 30 年度と令和元年度の税収を比較すると約 113 百万円の増加となっており、財政力指数は改善傾向にあります。

また、経常収支比率は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、7.6 ポイントの増となっており、施設の老朽化に伴う修繕料などの増加によるものです。

今後も、引き続き、財政健全化法に基づく 4 指標の適正化による健全な財政運営に努めるとともに、町の主要施策に係る予算概要の公表等により情報の提供と共有化を図っていきます。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	6,969,170	7,587,625	12,114,138
一般財源	4,704,598	4,905,289	5,022,767
国庫支出金	674,704	611,159	2,429,720
都道府県支出金	245,821	474,380	1,632,350
地方債	711,799	631,229	512,514
うち過疎対策事業債	79,900	114,000	80,700
その他	632,248	965,568	2,516,787
歳出総額 B	6,831,180	7,416,964	11,505,459
義務的経費	2,457,403	2,642,293	2,699,382
投資的経費	775,700	1,383,622	3,725,855
うち普通建設事業	775,700	1,383,622	346,672
その他	3,598,077	3,391,049	5,080,222
過疎対策事業費	824,229	820,267	495,749
歳入歳出差引額 C (A-B)	137,990	170,661	608,679
翌年度へ繰越すべき財源 D	57,339	54,268	81,173
実質収支 C-D	80,651	116,393	527,506
財政力指数	0.441	0.388	0.453
公債費負担比率	13.5	16.0	14.9
実質公債費比率	14.8	10.7	11.3
起債制限比率	8.2	4.4	—
経常収支比率	80.2	83.1	90.7
将来負担比率	110.4	54.8	77.7
地方債現在高	9,734,323	9,378,748	8,578,013

③施設整備水準等の現況と動向

当町の施設整備については、過去の分村や極めて厳しい財政環境などから全般的に遅れ、それが後年に影響したもののや、国家的プロジェクトの影響などから全般的に遅れています。

このような中、平成2年に施行された「過疎地域活性化特別措置法」と、これに代り平成12年に新たな過疎法として施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎計画の推進等により、町道の整備率や水道普及率、水洗化率のいずれも上昇するなど社会基盤の整備が進みつつありますが、生活環境の向上や移住・定住施策を進めるうえでは、引き続き社会基盤の整備が必要となっています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率(%)	14.2	56.4	71.1	74.0	77.4
舗装率(%)	6.8	41.4	56.2	59.5	62.8
農道					
延長(m)	-	-	-	1.9	3.4
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	-	-	0.3	-
林道					
延長(m)	-	-	-	-	-
林野1ha当たり林道延長(m)	-	-	-	-	-
水道普及率(%)	76.2	84.4	84.8	82.1	87.8
水洗化率(%)	4.6	8.4	19.5	84.6	89.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	6.2	6.1	6.1	4.5	3.89

(4) 地域の持続的発展の基本方針

当町は、恵まれた立地条件にありながら、少子高齢化を要因とした人口減少が進んでいます。

こうした社会情勢の変化や抱える課題を踏まえながら、将来に向けて成長していくためには、若者・子育て世代で賑わうまちの実現が必要であることから、まちの強みである「子育て・教育」を主軸に置き、様々な政策分野に波及させながら地域課題の解決を目指します。

ア) 目指すべきまちづくりの方向性と優先すべき政策分野

あらゆる世代の町民が希望する究極の目標を「全ての世代が安平町に住んで良かったと思えるまち」とし、これを実現するには、まちづくりの原動力となる子ども・若者・子育て世代が住み続けられる環境が必要であることから次のとおり方向性を定めています。

【目指すべきまちづくりの方向性】

将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち

また、目指すべきまちづくりの方向性の実現に向け、優先すべき「子育て・教育」分野の成長によって、その効果が発揮される政策分野を「移住・定住対策、回遊・交流促進」と位置づけています。

イ) 政策分野の基本方針

①子育て・教育

まちが1つの学校・家族となり、未来を担う子どもの可能性と希望をみんなで応援するという当町の最も優れた強みを活かし、早来地区・追分地区に整備された「児童福祉複合施設」を基盤に、安心して産み、育てられるための子育て支援サービスの充実を目指します。また、教育の最大の目標を、将来のまちづくりを担う人材を育てることに置き、様々なことに夢を持って挑戦する創造性あふれる子どもの育成とともに、町民が一丸となった「ふるさと教育」の実践により、当町を一度巣立った若者が「いつかは再びふるさとに帰りたい」と思えるよう、地域への愛着と誇りを養う教育を目指します。

②人づくり・コミュニティ

多くの町民がまちづくりに関わりを持っている当町では、行政の目が行き届かない分野のサービスが、町民の自主的な社会活動で提供され、高齢社会の更なる進行が予測される中、その必要性は今後も高まることが予想されます。

当町では、「まちづくりは人づくり」という視点に立ち、まちづくりの担い手育成につながる生涯学習社会の推進を安平町まちづくり基本条例に定めています。

自治の主役である町民がそれぞれの役割を認識し、多様な連携によって主体的に地域課題を解決していく持続可能なまちづくりを目指すため、活動団体への支援や学びの場などの提供を通じて、人と人とのつながりを育み、次世代の担い手育成に取り組みます。

③経済・産業

若い世代のニーズに対応したまちづくりには、雇用の確保とともに、熱意と意欲のある若者の挑戦を応援する支援体制が不可欠です。

基幹産業である農業における新規就農対策のほか、農商工が連携した地域産業の振興、立地企業への支援、新たな企業誘致、起業・創業支援など雇用の確保を推進します。また、当町の自然・景観・歴史・食など、魅力ある地域資源を磨き上げ、地域ブランドを確立し、令和元年春に開業した道の駅を拠点とした移住・定住につながる交流人口の拡大を図り、地域全体の活性化を目指します。

④健康・福祉

いつまでも健康で、周りの人と支え合いながら生涯いきいきと活躍できるよう、医療の確保や保健事業の取組みに加え、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を地域全体で醸成し、健康寿命が長いまちを目指します。また、自治会・町内会等やボランティア団体を中心とな

って行われている支え合い、助け合いの活動を更に広げるため、地域の元気な高齢者がその担い手として参加できるまちづくりを目指します。

これらとともに、将来的なサービス維持が不安視されている医療・福祉・介護などの各種社会保障制度については、国や北海道の動向をみながら、その充実に努めていきます。

⑤生活環境・生活基盤

札幌圏から近く、豊かな自然環境を持つ当町の恵まれた環境を未来に引き継ぐため、地球環境にやさしい行動を積極的に推進するとともに、この強みを活かし、住んでみたい、住み続けたいと思える快適な住環境の整備と移住・定住対策を計画的に取り組みます。また、地域公共交通の充実や過去に整備した社会基盤の老朽化への対応など、課題の克服に向けた取組みに加え、町民と行政の相互連携による防災・減災、防犯・交通安全対策など、安全・安心な暮らしの実現を目指します。

⑥行財政運営

町民によるまちづくりの活動に期待するだけでなく、地域の一員として町民としっかり向き合って地域課題を解決していくことができる能力とまちづくりへの意欲を持つ町職員の育成に取り組むとともに、将来を見据えた行財政の適正な運営による町民に信頼される役場を目指します。

また、町民と行政の協働のまちづくりを実現するためには、町民がまちづくりに関心を持ち、参画しようという気持ちの醸成が必要であり、行政情報の町民との共有が不可欠です。伝えるべきものを伝えたい人に、楽しく、分かりやすく伝達するには、どのような媒体を使い、どのように提供すべきかを考え、町民への積極的な情報提供を行います。

さらに、若者・子育て世代を意識したまちづくりを進める当町として、行政情報やまちの魅力を町外の対象者に積極的にPRすることが極めて重要であることから、情報収集と発信の仕組みを見直し、対象と目的を明確化した戦略的なシティプロモーションに取り組めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

当町の将来的な人口推計では、令和27年(2045年)には、4,493人まで人口減少が進むと予想されています。このような状況が続けば、公共サービスの質・量の低下、バランスの悪い人口構造による将来的な地域コミュニティの停滞、医療費・社会保障分野における生産年齢世代の負担増など、様々な問題が懸念されるどころであり、こうした状況を避けるためには、積極的な人口確保対策を講じていく必要があります。

以上のことを踏まえ、まちの将来の姿を示す指標として、将来展望人口を目標値として設定します。

目標人口【令和7年(2025年)】	7,006人
※現状値【令和2年度(2020年度)末時点】	7,694人

(目標人口：第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略、現状値：安平町住民基本台帳)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の進捗状況や効果検証等については、毎年度実施する安平町総合計画や安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理にあわせて、安平町未来創生委員会や議会などからの意見を踏まえ、随時必要な見直しを講じるものとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当町においては、これまで取り組んできた過疎対策等により、町民の生活基盤である公共施設等の整備を進めてきましたが、公共施設等の老朽化に伴う改修・更新・長寿命化等が必要となってくることから、人口減少と少子高齢化など人口構造の変化による利用需要、将来的な財政状況を踏まえて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組んでいかなければなりません。

このような状況の中、当町では、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした「安平町公共施設等総合管理計画」において、①施設維持に係るコストの抑制と財源確保 ②安全確保の実施方針と計画的な管理 ③長寿命化の実施方針 ④住民ニーズの把握と変化に対する柔軟性 ⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための方策という5つの基本方針を定めています。

本計画では、安平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本計画に関連する公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

当町では、これまで、町の魅力を伝えるための移住・定住イベントへの参加や効果的な各種支援策など、積極的に施策を推進してきました。

子育て世代の移住・定住先の選択要件として、子育て環境、そして、教育環境の魅力化が求められていることから、ハード・ソフト両面による環境整備を図りながら、若年層や子育て世代の人口流出抑止と近郊都市から通勤する子育て世代をターゲットとした移住・定住策を進めることが急務となっています。

また、社会減少の主要因である進学や就職を機とした若者の道外等への転出超過が顕著であることから、これに対して歯止めをかけるとともに、「いつかはふるさとに帰りたい」と考えるU I Jターン希望者に対して国の制度を活用した移住施策にも取り組んでいく必要があります。

町の魅力や特色を道内・道外へ伝えるためには、安平町だけの取組みでは限界があることから、新たに「札幌あびら会」の設立を検討するほか、平成 30 年度に設立した「東京あびら会」との連携による広域的な取組みへの広がりが必要であり会の会員拡大に取り組みながら、移住やU I Jターンへつなげていく必要があります。

②地域間交流

地域内における交流については、町民の交流を目的に開催している地域交流事業「チームあびらパークゴルフ大会」をはじめ、各種イベント・スポーツ・芸術文化活動などを通じた住民相互の交流等により、合併後の地域の一体感の醸成を高めてきました。

当町における他自治体との交流については、平成 28 年度から胆振町村会として全国連携プロジェクトにより、東京都世田谷区との交流事業に取り組んでいます。

平成 30 年度には、首都圏における安平町出身者や立地企業など安平町に縁のある方々で構成する「東京あびら会」が設立され、首都圏と安平町との交流機会が生まれています。

また、近年では、日本遺産の構成文化財に認定されたS L車両などの鉄道資料を通じた交流機会のほか、町内活動団体による台湾との交流機会が生まれています。

③人材育成

介護職を対象に取組みを始めた専門職の資格取得を目指し、進学する生徒の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度のほか、地域福祉を支えるボランティア人材の育成を図るなど、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。

また、地域課題の解決に向けた外部人材の活用と人材育成により、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

①移住・定住

- 近郊都市から町内企業への通勤者が多く昼夜間人口比率が高いことや町内に2つある公私連携幼保連携型認定こども園による子育て環境、さらには早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備による教育環境の充実という当町の特殊性と強みを活かし、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代や若者を主なターゲットとして、各部署との連携による各種支援策の創設や拡充、不動産情報の提供や今後増加が見込まれる空き家（中古住宅）、震災に伴う公費解体後の空き地の活用など、職住近接を意識した移住関連事業の積極的な強化に取り組みます。
- ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指している早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備をはじめ、遊育事業や学びサポート事業等による子育て教育分野に関する先駆的な地方創生事業など、子育て教育環境に係るハード面・ソフト面のさらなる魅力化と環境整備を図りながら、子育て世代だけではなく、これから結婚し親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思ってもらえる移住・定住策を進めていきます。

②地域間交流

- 町内における一体感の醸成や町民交流を目指して、各種団体活動など町内における交流活動を支援していきます。
- 他自治体との交流に関しては、地方創生の推進に向けて胆振町村会として当町が参加している東京23区との全国連携プロジェクトについて、観光分野だけではなく各種分野での「地域間連携事業」の取組みを行っていきます。
- 東京あびら会の活動をSNSで発信していくほか、会の継続的な活動を視野に、首都圏在住者など全国から多くの寄付をいただいているふるさと納税寄付者等をサポーター会員として募るなど、町の魅力を知ってもらい安平町ファンを増やす活動や交流事業の取組みを展開していきます。
- 鉄道資料・コンテンツを通じた交流や台湾との交流などの動きを町の活性化につなげるとともに、安平町の次世代を担う子どもたちの可能性を広げるための国際交流も視野に支援を行っていきます。

③人材育成

- 地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用するなど、地域力の向上を図るとともに、地域課題の解決に必要な人材の確保・育成を推進します。

評価指標	基準値	目標値（R7）
子育て世帯の転入数	7世帯19人（R1）	累計30世帯80人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(1)移住・定住	民間賃貸共同住宅建設等支援事業	町	
		過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地整備事業）	町	
	(4)過疎地域持続的発展 特別事業	定住促進事業（結婚祝金、出生祝金） 若年層の増加を図るため、婚姻や出生時など新たな生活に要する経費の一部を助成し、定住人口の増加・確保を図る。	町	
		移住・定住	定住促進事業（住宅建設奨励助成金、転入奨励助成金、子育て助成金、新規就農商工業奨励金、若者雇用助成金） 町内への住宅建設等を対象とした奨励助成金や、新規就農商工業者等を対象とした奨励助成金、町外からの通勤者を対象とした移住支援・雇用助成金制度により、定住人口の増加・確保を図る。	町
	地域間交流	ふるさと会推進事業 安平町にゆかりのある首都圏在住の安平町出身者や関連企業との交流等により、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	
		国際交流会補助事業 台湾との交流を行う町内活動団体へ活動に対する補助を通じて、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	
		人材育成	介護職の人材育成及び確保に対する助成事業 介護福祉士養成校（専門学校等）で介護福祉士資格取得のために修学し、かつ、卒業後に安平町内の介護事業所に就業する者を対象として補助金を交付することで町内介護人材の確保を図る。	町
	人材育成	地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興など地域コミュニティの活性化を図る。	町	
		あびら起業家カレッジ事業 町外からの地域課題解決に向けた起業創業を促すとともに、子育て世代の移住定住を図ることで、定住人口の確保と地域活力の活性化を目指すもの。	町	
		地域福祉を支える人材育成支援事業 福祉ボランティア人材の育成及び確保に向けて、ボランティア資格取得の支援を行い、地域福祉の向上を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

ア) 農業

当町の農業については、安平町の自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、畜産、軽種馬を中心とした農業を展開するほか、特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業の組み合わせなど複合的な生産構造による農業経営が展開され、さらには、北海道有機農業推進計画(第3期)に基づく施策として、北海道が作成する「有機農業の経営指標」の参考モデルとして協力することになったことを機に、町内の有機農業者6戸による安平町有機農業推進協議会が設立されるなど環境保全型農業の新たな動きも出てきています。

農業就業人口の減少や高齢化の進行、後継者不足により個人経営体は年々減少していますが、平成21年度の農地法改正以降、法人化して農業を営む経営体が増えてきていることから、今後も安平町の地域に根ざした地域農業を支える法人化の推進が重要であることに加え、経営感覚を持った農業経営者の育成と新たな担い手の育成が必要となります。

道の駅あびらD51ステーションに併設する農産物直売所には地元生産者が生産した農産品、畜産品、加工品等が販売されており、さらなるブランド化の推進と、地域の特色ある農産物を活かした、生産、加工、販売を一体的に行う農業の6次産業化などの動きを加速させていく必要があります。

T P P、E P Aの発効により多くの関税が無くなり、日本農業にとって大きな試練を迎えます。今後は国際化と共存する日本農業を作り上げていかなければならず、厳しい状況下の中、消費者に安定的に食糧を届ける農業をどう維持していくかが課題であり、いかなる国際環境下においても持続的に発展していけるよう、体質の強化に向け関係機関と連携しながら、適確な情報収集に努めていく必要があります。

営農戦略に即した生産性の高い農業基盤を確立するためには、効率的かつ安定的な優良農地の確保が必要であり、そのためには道営農地整備事業による畑かん末端整備の早期完了が望まれています。

飛躍的な生産性向上を図るため、A IやI o Tを活用したスマート農業の導入促進等の取組みを進め、農業者の所得向上を実現していくことが求められています。

■農家戸数と農家就業人口の推移(国勢調査・農業センサス) 安平町

区分 年次	農家数					農家就業人口
	総数	専業農家	兼業農家			
			総数	第1種	第2種	
平成2年	392戸	202戸	190戸	121戸	69戸	1,000人
平成12年	306戸	181戸	125戸	93戸	32戸	750人
平成22年	227戸	152戸	75戸	50戸	25戸	579人
平成27年	198戸	141戸	57戸	41戸	16戸	486人

■経営耕地面積と1戸あたりの経営耕地面積の推移（国勢調査・農業センサス） 安平町
（単位：ha）

区分 年次	経営耕地面積（ha）	1戸あたりの経営耕地面積（ha）
平成2年	5,258	13.4
平成12年	5,293	17.3
平成22年	5,857	25.8
平成27年	5,661	28.5

イ）林業

安平町の森林は、「北海道林業統計」によると令和元年では総面積 10,425 h a で町土面積の約 44%を占め、そのうち道有林が約 3,096 h a（森林面積に対し約 30%）、町有林が約 1,058 h a（同約 10%）、その他民有林が約 5,466 h a（同約 52%）となっています。

平成 30 年北海道胆振東部地震においては、町内 528 h a もの森林面積が被害を受け、災害復旧事業を進めてきたところではありますが、引き続き森林再生に向けた取組みが必要となっています。

さらに、国や北海道などの各種関連計画を踏まえ、安平町森林整備計画に基づき、森林を適切に管理・育成していくとともに、森林の持つ水源かん養機能、治山・治水機能や生態系機能の重要性について理解してもらうための普及活動や、町民を対象とした植樹活動を継続し、多様な財源を活用し継続した森林保全の啓発を進めることが必要です。

■所有森林面積の推移 安平町

（単位：ha）

年次	総面積	国有林	道有林	町有林	その他 民有林	備考
平成22年	9,934	199	3,090	1,025	5,620	
平成27年	10,440	805	3,090	1,023	5,522	
令和元年	10,425	805	3,096	1,058	5,466	

②地域産業・地場産業の振興

地域物産販売の拠点となる道の駅あびらD51 ステーションの開業に伴い、多くの人が安平町を訪れ賑わいを見せています。こうしたチャンスを活かし、さらなる特産品開発や海外を視野に入れた特産品の販路拡大のほか、東胆振定住自立圏をはじめとする広域的な地場産品 P R や産業振興に関する連携などにより、地域資源を活用した相乗効果を期待する取組みが必要です。

■工業（製造業）の推移（工業統計調査） 安平町

区分 年次	事業所数	従業者数（人）	製品出荷額等（万円）
平成22年度	15	681	1,368,074
平成27年度	16	825	2,163,112
平成30年度	17	892	2,024,119

③企業誘致

当町の企業誘致は、安平町の優位性を活かした継続的な誘致活動から、企業誘致につながり雇用の創出、人口の確保など、安平町の未来を支える大きな役割を担っています。

既に町内の工業団地が完売するなど、今後の企業誘致の在り方として、短期的・中長期的な取り組み展望を持ち、北海道における成長産業や苫小牧東部開発新計画に安平町の地域特性を加えた誘致活動を考えていく必要があります。

また、コロナ禍により企業の拠点を地方へ移転する動きなども見られることから、町内において活動できる環境づくりが必要となってきます。

④起業の促進

地域が求める事業所（職種）やコミュニティのニーズに応えていくためには、安平町創業等支援事業計画に基づき空き店舗を活用した起業・創業を促進していくとともに、地方創生事業として国が行うU I J ターンによる起業・就業者創出事業の活用や、地方の担い手不足対策に対して安平町としても取り組んでいく必要があります。

⑤商業

追分地区、早来地区とも事業主の高齢化や店舗併用住宅の課題などがあり、事業継承などが進まず中心市街地の空洞化が進んでいる状況下にあることから、今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地域住民に密着したサービスの展開により、中心市街地の活性化と地域に必要とされる業種、職種の起業、創業につなげていく取り組みが必要となります。

既存商店を通じた街中の賑わい創出については、拠点施設である「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」や「まち・あいステーション ラピア」を中心に、イベントなどソフト事業の実施により地域密着型店舗としてさらなる魅力を高められるよう賑わい創出に努めています。

安平町商工会では、全町共通の商品券やプレミアム付き商品券事業の実施や合併後の課題でもあった共通の新ポイントカード「ポイントあびら」の導入、さらには、街中での滞留を促すためのデマンドバス事業などに取り組んでいます。

⑥観光・レクリエーション

当町には、多くのゴルフ場や日本屈指の軽種馬産地であることなど、豊富な地域資源があるとともに、道の駅あびらD51ステーションを中心に町内全体を回遊させる仕組みづくりを進めております。

こうした中、北海道の近代化を支えた「炭鉄港」として日本遺産に認定され、その構成文化財として道の駅あびらD51ステーションに保存する蒸気機関車も含まれていることから、これら地域資源のさらなる活用により、関係人口・交流人口の拡大へつなげていくチャンスにあります。

また、当町には、日本最古の保健保安林内に位置する「鹿公園」や、多様なスポーツ施設などを集約した「ときわ公園」のほか、身近な遊び場としての宅地・団地内公園が整備され、住民の憩い

の場となっており、さらなる交流・定住人口の拡大に向け、子どもや子育て世代を意識した公園づくりが求められています。

(2) その対策

①農林業

- 有機農業をはじめ多種多様な農業による農産物などの地域資源を活かした新たな商品の開発、農畜産物の加工など付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化などの支援に取り組むとともに、地場農産物を加工・開発・商品化できる人材や事業所の誘致・起業を促す取組みを進めていきます。
- 持続可能な農業経営に向けて、農業機械共同利用組織の育成による農作業の効率化のほか、土壌分析診断による農産物の安定生産、耕種農家と畜産農家との連携による合理的な地域内システムの取組みなど、基幹産業である農業の力を最大限に引き出し関係機関と連携しながら支援していきます。
- 農業関連企業との契約栽培や直接販売の促進のほか、農産物の付加価値向上（ブランド化）などによる、経営力の強化、仕組みづくりに向けた取組みを進めていきます。
- 伝統ある酪農及び肉用牛生産の近代化を進めるため、各種支援策を適宜見直しながら継続するとともに、優良家畜を育成するための新たな取組み支援や公共牧場の環境整備と利用促進に努めるほか、軽種馬産業の発展に向けた支援を継続していきます。
- 家畜市場や食肉処理施設等を有する当町において、家畜伝染病の発生は脅威であることから、予防を中心とした防疫対策に取り組めます。
- 持続可能な力強い農業を実現するため、農業基盤の整備強化を進め、農作物の生産性・品質向上を図るとともに、経営規模の拡大につなげていきます。
- 地域や民間団体と連携した総合的な支援による新規就農者対策の継続実施をはじめ、既存農家の後継者やUターン後継者への支援強化を検討するとともに、地域の農地や雇用等の受け皿機能のほか、地域コミュニティ維持の役割も期待される農業経営の法人化を推進していきます。
- 当町には有機農業と慣行農法の共存に寛容な農業文化があることから、北海道及び安平町における有機農業の普及推進を図るため、北海道や有機農業者等と連携して、さらなる受入れの拡大を目指すとともに、受入れ体制の整備を図りながら有機農業の新規参入と定住促進に向けた取組みを推進していきます。
- アサヒメロンなど市場評価が高い地域ブランド農産物の生産者の高齢化と後継者不足が深刻であるため、これらのブランド継承対策を推進します。
- 安平町森林整備計画に基づき、計画的な除間伐や植林による森林整備及び森林の保全管理による水資源確保に努めるとともに、被災した民有林の再生に向け森林環境保全整備事業（特定森林再生事業）を活用するなど被災森林の再生を推進します。

②地域産業、地場産業の振興

- ふるさと納税制度における返礼品としての地域特産品活用のほか、道の駅あびらD51ステーションでの販路拡大に起因した、アサヒメロンやカマンベールチーズなど地域ブランド品を活用した新たな特産品開発や、農畜産物の加工など付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化のほか、東胆振定住自立圏をはじめとする広域的な地場産品PRや産業振興に関する連携により、新たな地場産業創出への支援に取り組みます。

③企業誘致

- 新千歳空港や札幌圏に至近にあるという立地条件や基幹産業である農業という地域特性を活かして、地元生産者の雇用確保と農産物の加工などによる付加価値をつける6次産業化と連動した農業関連企業の誘致強化に取り組みます。
- 自己水源の恒常的不足や、広大な工業用地の敷地確保が難しい状況を踏まえ、地方移転が可能なサテライトオフィス、IT事業者をはじめとした情報通信技術を活かした分野や町内立地企業の取引状況調査を踏まえた業種の誘致、廃止した公共施設等を活用した企業誘致の推進など、従来手法の見直し強化とターゲットを絞った戦略的な企業誘致に取り組みます。
- 空き家・中古住宅等や震災で活用しているトレーラーハウス等の活用によるワーキングスペースを整備し、安平町へ関心を持つ方や事業所の受入れを行っていきます。

④起業の促進

- 安平町創業等支援事業計画に基づき、相談窓口の設置、創業セミナー等の開催、初期投資軽減策に取り組むとともに、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案や首都圏在住の起業創業希望者のマッチングによる「起業・創業と移住」を連動させた取組み展開など、行政・商工会・金融機関などで構成する「巣立ち支援ネットワーク会議」を通じ官民一体となった起業・創業支援に取り組みます。

⑤商業

- 公民連携による「回遊・交流ステーション形成事業」の展開のほか、グリーン・ツーリズム事業やスポーツ交流の推進など、交流人口や関係人口拡大への取組みにより、町内来訪者を増大・回遊させ、街中に誘引し滞在時間を増やすことで、町内での飲食や商店の利用など地域商業の振興へ波及させながら、賑わいづくりを推進していきます。
- 景気動向を見定めたプレミアム付き商品券事業の実施のほか、共通の新ポイントカード「ポイントあびら」と連動した各種取組みを進めていきます。
- 安平町創業等支援事業計画により、後継者不在の個店等を対象とした事業継承者確保対策や起業・創業による空き店舗活用に係る支援など、官民一体となった取組みを推進します。
- 震災に伴い、早来地区では商店街における空き地も生じていることから、トレーラーハウスを設置し、チャレンジショップやサテライトオフィスとしての活用について安平町商工会とともに検討していきます。

⑥観光、レクリエーション

- 交流人口や関係人口の拡大に向け、道の駅あびらD51 ステーションを拠点として、「菜の花」、「瑞穂ダム」、「ゴルフ場」、「温浴施設」、「サラブレッド」、「食」など、町内の公共・民間の観光資源や拠点をルートとしてつなぎ、町内全体を回遊させる仕組みを構築します。また、交流拠点をレンタサイクルや馬などをキーワードにつなぐ取組みを検討します。
- 追分市街地では、震災時に安平町で活動されたボランティアの方々や地域住民で構成される団体による拠点づくりが進んでいることから、道の駅と市街地、さらには JR 駅という「交通・観光・商店街」の導線づくりに向けた取組みや事業展開を検討していきます。
- これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財となった SL 車両については貴重な資料や文化財であることを認識し、鉄道資料館や道の駅を拠点として、構成自治体とも連携しながら、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大につなげていきます。
- 新たな町内観光ルートの開発により新千歳空港や札幌圏から至近にあるという地理的優位性を活かして、北海道らしい風景や四季を楽しみたい外国人観光客をターゲットとした観光プランや、札幌圏からの日帰りツアーの受入れなど、観光事業の中心を担う（一社）あびら観光協会や関係機関等と連携した観光商品の開発のほか、新たな取組みを積極的に進めていきます。
- イベント広場やキャンプ場を有する鹿公園及びときわ公園は、町民だけではなく札幌圏や近郊都市からの来訪者も多いことから、魅力的な環境整備や計画的な設備更新を行うとともに、キャンプ場については、アウトドア関連企業との包括的な連携や指定管理者制度の導入について検討するなど、施設の活用強化と集客力向上に向けた取組みを目指します。

評価指標	基準値	目標値（R7）
認定新規就農者数	2組（R1）	累計5組
新規起業・創業件数（親族以外の事業継承を含む）	1件（R1）	累計6件
観光入込客数	1,173千人（R1）	904千人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の 振興	(1)基盤整備 農業	基幹水利施設管理事業（瑞穂ダム）	町		
		水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型） 追分地区	道		
		水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型） 春日地区	道		
		安平町米麦乾燥調整施設 粗選機更新事業	町		
	林業	野菜集出荷貯蔵施設整備事業	農業協 同組合		
		町有林管理事業	町		
		民有林振興対策事業	町		
	(3)経営近代化施設 農業	公共牧場施設管理強化対策事業	町		
		地域農業支援システム整備推進事業	町		
	(5)企業誘致	サテライトオフィス整備事業	町		
	(9)観光又はレクリエー ション	あびら交流センター拠点化推進事業	町		
		ときわ公園整備事業	町		
		ときわキャンプ場整備事業	町		
		鹿公園整備事業	町		
		鹿公園キャンプ場整備事業	町		
		道の駅・柏が丘公園管理棟整備事業	町		
		回遊交流看板設置事業	町		
	(10)過疎地域持続的発展 特別事業	第1次産業	新規就農対策事業 新規就農者の招致、育成に必要な経費を助成し、基幹産業及び農 村の活性化を図る。	町	
			土壌分析推進事業 土壌の特性を科学的に分析し、バランスの取れた土づくりと農作 物の安定生産を図ることで、持続的な農業を目指す。	町	
		耕畜連携支援事業 酪農家の減少や配合飼料価格の高騰を踏まえ、自給飼料の確保と 乳質改善、さらには耕種農家の輪作体系の確立を図る。	町		
		商工業・6次産業化	商品開発支援事業 地場産品や地域の資源を活かした商品開発、商品の宣伝普及と販 路拡大の支援を行い、更なる交流人口とリピーターの増加を図る。	町	

観光	中心市街地にぎわい事業 商店街の交流拠点施設等を活用しながら、商店街及び市街地における賑わい創出に向けた取組みを行い、商店街を含めた中心部の活性化を目指す。	町	
	消費拡大地域活性化事業 町外への購買力流出抑止と町内経済循環、各店舗への誘客等を目指し、消費拡大による地域活性化を図る。	町	
	創業者等支援事業 新規創業に必要となる経費の一部を支援することで、初期投資軽減により安定的な経営を促し事業の定着を図るもの。	町	
	回遊・交流ステーション形成事業 交流人口の拡大に向け、道の駅を核として町内の観光資源を活用しながら町内全体を回遊させるためのPR等を行い、回遊と滞在時間を増やす仕組みを構築する。	町	
	道の駅プロモーション戦略事業 道の駅を拠点に町への集客を果たし、町全体への回遊につなげるため、賑わい創出イベント及びプロモーションを行う。	町	
	追分ゲートウェイ整備事業 道の駅をゲートウェイとした観光客に訴求する地域資源活用型の体験事業などを実施することで、交流人口の増加を図る。	町	
企業誘致	企業誘致PR事業 企業誘致に向けた情報発信と情報収集により、町内への企業誘致を促進する。	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
安平町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業など	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

当町のブロードバンドサービスについては、これまでに電気通信事業者により整備が進められてきましたが、ADSLについては2023年（令和5年）以降にサービスが終了となり、今後は現在進められている町内全域を対象とした光回線サービスへと移行していきます。また、情報過疎地域のカバーリングや次世代モバイル通信「5G」による成長の後押しも予想され、安平町における情報格差解消に向けた取組みが求められてきます。

防災対策としては、災害時や緊急時に対応した情報伝達手段の多重化が求められており、これまでに防災行政無線やエリア放送の整備を進めてきたところですが、さらなる普及と認知度の向上に向けて、平時からの利用促進を図る必要があります。

(2) その対策

- 協働のまちづくりを進めるために重要となる町民への情報提供と情報共有にあたっては、既存広報媒体の活用と全町に整備した「あびらチャンネル」のさらなる普及を進めるとともに、近年急速に普及しているスマートフォンの利活用に向けて、各種SNSを活用した情報発信や高齢者向けのスマートフォン教室等の開催により、多様な媒体を活用した情報発信を進めていきます。
- また、多様化する住民の支払いニーズに対応するため、公共料金や使用料などのキャッシュレス化について、検討していきます。
- 災害時などにおける緊急的な情報伝達のために、庁内情報発信体制の確立を図るほか、民間企業との連携による情報発信力の強化を図りながら、町民が必要な情報を早期に取得できるよう努めます。

評価指標	基準値	目標値（R7）
あびらチャンネルの視聴割合	46.5%（H28）	60%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情報 化	(1)電気通信施設等情報 化のための施設 その他の情報化の ための施設	防災情報告知ネットワーク設備整備工事	町	
	その他	統合型GIS整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 情報化	あびらチャンネル制作委託事業 町内向けの情報発信媒体であるあびらチャンネルの番組制作の一部を民間事業者に委ねることで、民間のノウハウを活用した有効な情報が可能となる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

当町を縦貫する国道234号については、苫小牧、岩見沢、日高、十勝圏を結ぶ重要な路線であり、特に遠浅市街地についてはこれまでに多くの交通事故が発生しており、平成27年度から平成30年度にかけ歩道を含めた道路改修や主要交差点部分の右折レーン設置などによる交通安全対策事業が行われました。追分地区から安平地区間などの交通事故が多い区間をはじめ、町内には現在も危険箇所が存在するため、引き続き国に対して交通安全対策事業の要望を続けていく必要があります。

北海道が管理する道道については、豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線への歩道設置などを関係機関へ引き続き要望をしています。

町民生活道路である町道については、計画的に整備を進めてきましたが、震災の影響もあり災害復旧を優先としつつも、未整備となっている路線もあることから、引き続き財源を確保しながら計画的に整備を行っていく必要があるとともに、これまでに整備した道路や橋梁の老朽化による修繕や長寿命化などにも継続して取り組んでいく必要があります。

②交通

当町の公共交通には、鉄道・路線バス・ハイヤーなど民間事業者による交通機関のほか、平成25年度から安平町商工会が事業主体となって運行するデマンドバスがあります。また、平成29年5月には、持続可能な公共交通の構築を目指して安平町地域公共交通網形成計画を策定し、地域公共交通全体の役割分担と連携を進めて共存を図りつつ、利便性の向上と利用促進に努めています。

当町を走る鉄道については室蘭線と石勝線がありますが、平成28年11月にJR北海道が公表した「JR単独では維持困難な線区」の一つに室蘭線が位置づけられました。特に室蘭線は年々利用者が減少しており、大変厳しい状況下にはありますが、住民生活に密着した欠かすことのできない「私たちの鉄道」という意識の顕示と高揚を図るとともに、北海道や道内沿線自治体などと連携しながら路線を維持・確保するための利用促進策などが必要となります。

バス交通については、厚真町から早来地区を経由して千歳・苫小牧方面とをつなぐ民間による地域間幹線バス路線のほか、安平町内を運行してきたバス交通を再編し平成31年4月から運行を開始した町営による「循環バス」があります。また、路線バスとハイヤーの間の位置づけとなるデマンドバスの運行については、令和元年8月から近未来型無人走行運転社会を見据えたサービス「M ONE Tバス予約」(スマホ予約アプリ)を導入し、予約利便性の向上により利用者の拡大などに努めています。

ハイヤーについては、安平町地域公共交通網形成計画において公共交通の一つとして位置づけ、公共交通全体の連携と共存を意識しながら施策展開してきましたが、早来地区のハイヤー会社の廃業に象徴されるように、営業を維持している追分地区のハイヤー会社においても経営の厳しさが年々増している状況にあり、ハイヤーをはじめとした地域の生活を支えてきた交通事業やネットワーク体制が危機に瀕しています。

■道路橋梁の現況 安平町

(単位：道路km・橋梁m)

区分		国 道	道 道	町 道	合 計
道 路	実 延 長	22.2	44.7	313.9	380.8
	改 良 済 延 長	22.2	42.2	243.1	307.5
	舗 装 済 延 長	22.2	42.2	197.1	261.5
	改 良 率 (%)	100.0	94.4	77.4	79.8
	舗 装 率 (%)	100.0	94.4	62.8	67.9
橋 梁	橋 数	8.0	23.0	85.0	116
	延 長	395.0	779.0	2,468.0	3,642.0
	永 久 橋 数	8.0	23.0	85.0	116.0
	永 久 橋 延 長	395.0	779.0	2,468.0	3,642.0
	永久橋延長率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0

(R2.4.1現在 道路現況調書による)

(2) その対策

①道路

- 国道 234 号については、追分地区から安平地区間などの交通事故が多い区間をはじめ、町内には未だ危険箇所が存在することから、継続的な交通安全対策事業の整備促進を、道道については、継続して豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線の歩道整備などを関係機関へ要望していきます。
- 町道の整備については、財政状況を勘案しながら、町道整備計画に基づき計画的な整備に努めるとともに、老朽化が進む道路施設について、平成 29 年度に道路施設修繕計画を策定したことにより、今後主要道路等については計画的に修繕を進めていきます。
- 子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校など関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。
- 老朽化が進んでいる橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な架け替え・修繕を行います。
- 快適な道路環境を維持するため、適切な維持補修を行うとともに、町が保有する除雪機械と民間委託による除雪機械の確保や除雪車運行管理システムの導入等によりきめ細かな除雪体制を整え、降雪積雪期の安全な道路環境を守ります。

②交通

- 安平町地域公共交通網形成計画（平成 29 年度～令和 3 年度）及び安平町地域公共交通計画（令和 4 年度～令和 8 年度予定）に基づき、鉄道・路線バス・デマンドバス・ハイヤーの利用促進を含めた町全体の地域公共交通体系及びサービスの最適化を推進し、子どもや高齢者に必要と

なる町民の足の確保とともに、回遊交流を意識した来訪者利用などの観点を踏まえて、地域公共交通全体の利便性・効率性の向上を図ります。

- 「J」R単独では維持困難な線区」に位置づけられた室蘭線は、通勤・通学や通院、買い物など多くの町民が利用し、住民生活に重要な役割を果たしており、鉄道の歴史とともに歩み、鉄道を幹線として形成されたこの町に重大な影響を及ぼすことから、今後も北海道や道内沿線自治体などと連携しながら、鉄道路線の維持存続を最優先として適切に対応していきます。
- 鉄道をはじめ各公共交通機関の維持存続のためには、利用者の確保が必要であることから、各交通機関の役割分担と連携の改善による機能向上や総合時刻表及び乗り方ガイドの配布による公共交通の組合せ利用の啓発を図るとともに、ノーマイカー運動の取組みをはじめとした生活とまちづくりに欠かせない交通機関であるという意識の顕示と高揚を図り、利用促進策を進めながら、時代の要請に応えられる鉄道や路線バス、さらにはハイヤー事業の維持確保に取り組めます。
- バス交通については、東胆振定住自立圏の連携事業として、構成町の交通機関と苫小牧市内のバス路線の乗り継ぎ改善など、各種輸送機関の相互連携による圏域全体の地域公共交通の確保に努めます。
- デマンドバス及びハイヤーについては、老人クラブなどを通じた利用啓発や運賃助成事業及び運転免許証自主返納者支援事業の周知を行い、他の交通機関を含めた活性化を図るとともに、MaaS など新しいモビリティサービスの活用により交通サービスの諸課題の解決に努めます。

評価指標	基準値	目標値（R7）
町道舗装率	63.02%（R1）	63.02%
橋梁長寿命化修繕率（対象22橋）	9.1%（R1）	18.18%
デマンドバス・循環バス年間利用者数	7,274人（H30）	8,840人

（3）計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	遠浅路農2号線改良舗装事業 L=3,650m、W=5.5(7.5)m	町	
		早来市街北1号支線改良舗装事業 L=93m、W=5.5m	町	
		追分市街4号線改良舗装事業 L=90m、W=5.5+2.0m	町	

	橋りょう	追分市街6条線改良舗装事業 L=180m、W=6.0+2.5m	町		
		通学路等安全対策事業	町		
		除雪車運行管理システム導入事業	町		
		道路施設長寿命化修繕事業	町		
		橋梁長寿命化修繕事業	町		
	(2)農 道	向陽3号線改良舗装事業 L=1,100m、W=6.0m	道		
	(8)道路整備機械等	除雪車購入事業	町		
	特別事業 公共交通	(9)過疎地域持続的発展	デマンド交通運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供するもの。	町	
			循環バス運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供するもの。	町	
			地域公共交通対策事業 公共交通の維持確保のため、持続可能な公共交通の構築及び利用促進を図るもの。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上下水道

水道事業については、安全で安定した水道水の供給体制の確立に向けて、平成 29 年 4 月に簡易水道事業等を統合し上水道事業へ移行していますが、今後は上水道事業として継続させるため、効率的な維持管理と水道料金の見直しが必要となります。

平成 30 年北海道胆振東部地震を経て、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、災害復旧事業を優先としつつも、追分地区と早来地区を結ぶ緊急連絡管の新設事業を始めました。

下水道事業については、清潔で快適な生活の維持と環境保全を図るため、安平町全処理区の一部を除き供用開始となっています。今後も管渠整備及び、老朽化対策など引き続き、事業の推進を図る必要があります。

公共下水道計画区域外については、適切な生活排水処理と環境保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費の助成を行っています。

②廃棄物処理

ア) ごみ処理

一般廃棄物の処理は、安平・厚真行政事務組合を組織し、苫小牧市へ委託して処理する広域体制を構築していますが、引き続き広域内での最終処分埋立地の増設問題については協議が必要となります。

平成 25 年度から家庭ごみ処理の有料化を開始しましたが、家庭ごみや家電リサイクルの有料化等に伴い、ごみ分別の徹底や不法投棄を抑止するため、「さわやか環境マスター」等の協力を得ながら、適正な排出に向けた巡回・監視活動を引き続き行っています。

また、ごみ収集日の見直し改善のほか、リサイクル率の向上に向けて、民間企業との連携により、使用済みパソコンや小型家電の自宅回収といった新たな取組みも始めています。

※塵芥処理（安平厚真行政事務組合にて共同処理） 令和 2 年 3 月 31 日現在

組 合 構 成 町	安平町、厚真町
設 立 年 月 日	昭和44年4月1日
事 務 所 所 在	勇払郡安平町早来北進218-7 TEL22-3151
事 業 内 容	・ 農業、生活廃棄物の収集及び処理に関すること ・ 廃棄物の再生利用に関すること
収 集 料 金	一般ごみー有料（自己搬入の場合 10kg 当たり 50 円） 大型ごみー有料（1 点につき 500 円）
収 集 及 び 処 理 方 法	ステーション方式及び破碎処理他
処 理 能 力	塵芥処理施設 破碎：10t/5h
計 画 収 集 対 象 人 口	7,694 人（令和元年度）
排 出 量	日量 6.66t

イ) し尿処理

安平町におけるし尿処理については、胆振東部3町、日高西部2町により構成している胆振東部日高西部衛生組合で収集・処理を行っていますが、し尿処理施設の老朽化のほか公共下水道事業の進展と下水道処理区域外の合併浄化槽の普及により、本衛生組合の縮小と合理化の対策が急務となっています。

※し尿処理（胆振東部日高西部衛生組合にて共同処理） 令和2年3月31日現在

組 合 構 成 町	安平町、厚真町、むかわ町、平取町、日高町
設 立 年 月 日	昭和47年4月1日
事 務 所 所 在	勇払郡むかわ町晴海町94番地
事 業 内 容	し尿の処理並びに浄化槽清掃業の許可に関すること
処 理 方 法	好気性消化・活性汚泥法プラス高度処理施設
処 理 能 力	70KL/日
処 理 能 力	7,694人（令和元年度）
排 出 量	日量 12.59t

③斎場・墓地

平成30年北海道胆振東部地震により、町内の墓地、墓石は甚大な被害を受けたことから、墓石修理見舞金支給制度により支援を行ってきたほか、共同墓の建設により墓じまいなどのニーズにも応えていく必要があります。

斎場については、震災により被災した施設の改修を行っていきませんが、供用開始から相当年数が経過し老朽化している施設であることから、適切な維持管理と抜本的な見直しが必要とされます。

④消防施設

当町の消防・救急体制は、厚真町・むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合により運営され、消防支署及び出張所と4地区の消防団があります。

昭和50年代に建設された追分出張所の耐震化を行ってきましたが、複雑多様化する現代社会に対応できるよう、消防・救急体制の向上を図るため、消防職員や団員の資質向上、資器材や車両等の計画的な更新など、消防力の一層の強化と充実が求められています。

■消防防火設備の整備状況 安平支署（追分出張所含む）

（令和2年8月31日現在）

区分	水槽付き ポンプ自動車	小型動力 ポンプ	消防ポンプ車	広報車	防火水利		
					水槽車	消火栓	防火水槽
数量	2台	6台	5台	4台	2台	106基	70基
充足率（%）	100%					68%	

資料：胆振東部消防組合消防署安平支署

■火災発生件数・救急車出動回数 安平支署（追分出張所含む）

各年12月31日現在

年	項目	火災発生件数（件）					損害額 （千円）	1件当たり 平均損害額 （千円）	救急車 出動回数
		建 物	林 野	車 両	そ の 他	計			
平成26年	損害有	4	0	1	2	7	19,274	2,753.4	402
	損害無	1	0	0	6	7			
	計	5	0	1	8	14			
平成27年	損害有	4	0	2	0	6	892	148.7	404
	損害無	2	0	1	5	8			
	計	6	0	3	5	14			
平成28年	損害有	2	0	2	0	4	22,111	5,527.8	399
	損害無	0	0	0	1	1			
	計	2	0	2	1	5			
平成29年	損害有	3	0	0	1	4	32,371	8,092.8	399
	損害無	2	0	1	0	3			
	計	5	0	1	1	7			
平成30年	損害有	3	0	1	1	5	5,740	1,148.0	427
	損害無	0	0	0	3	3			
	計	3	0	1	4	8			
令和元年	損害有	4	0	1	2	7	21,911	3,130.1	406
	損害無	1	0	0	6	7			
	計	5	0	1	8	14			

資料：胆振東部消防組合消防署安平支署

⑤公営住宅

安平町公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅等の建て替えや既存公営住宅等の改修などにより住環境を確保してきており、震災により被災した方や公営住宅の収入基準を超える方のために地域優良賃貸住宅の整備を行ってきました。引き続き、計画的に適切な措置を行いながら、良質な公営住宅の確保を進めていく必要があります。

⑥河川

北海道が「2級河川安平川河川整備計画」を策定したことから、安平川、遠浅川、ニタッポロ川、支安平川の4河川については河川計画に基づいた治水対策の早期完成と土砂災害防止対策について関係機関へ要望しています。

町が管理する普通河川及び準用河川については、市街地を縦貫する河川もあり、老朽化に伴う護岸改修などが必要であり、町民の安全・安心な生活環境の整備として、河川改修や治水対策に努める必要があります。

(2) その対策

①上下水道

- 水道事業については、旧追分地区飲雑用水道施設の老朽化対策を道営農地整備事業により計画的に進めるとともに、水道水を安定して供給するための将来像を示した「安平町水道ビジョン」に基づき、水道事業に取り組んでいきます。
- 町内の水道施設を効率的に運用するため、そして、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、追分地区と早来地区の配水管を接続する緊急連絡管新設事業を進めながら、町内に残る水道未普及地域の解消を図るとともに、今後は老朽化している設備機器や導送配水管等の改修更新など、水道事業の安定運営に努めていきます。
- 清潔で快適な生活の確保と移住・定住を促進するため、公共下水道事業等の計画的な実施に努めるとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進む下水道施設・設備の整備改修を行っていきます。また、公共下水道事業の公会計への移行に向けて、進めていきます。
- 供用開始されている区域については、貸付金制度や水洗化に向けた助成制度の周知を行いながら水洗化率を高めていくとともに、公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置費の助成を行いながら、適切な生活排水処理と環境保全を図っていきます。

②廃棄物処理

- ごみの減量化・再資源化・再利用には住民の理解が必要であることから、ごみ分別ルールなど継続した周知に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携した「さわやか環境マスター」等の継続、乳幼児などの子育て世代等を対象とした有料ごみ袋の負担軽減策に取り組みます。
- 関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理を行うほか、将来的な課題として抱えている新たな広域のごみ処理施設の対応について、関係市町や関係機関との協議により検討していきます。

③斎場・墓地

- 町内にある2箇所の斎場については、施設及び設備の計画的な改修・修繕・更新や将来の斎場施設の在り方について検討していきます。
- 震災に伴う共同墓の建設と墓地の適正な維持管理を進めていきます。

④消防施設

- 消防職員及び消防団員の資質と技術向上、そして安全な活動体制を構築するため、消防車両、資器材、消防水利などの計画的整備を促進するとともに、災害に的確かつ迅速に対応できるよう、総合的な消防力の強化に努めます。
- 救急業務にかかる人材(救急救命士)や体制の整備、充実を促進します。

⑤公営住宅

○安平町住生活基本計画及び安平町公営住宅等長寿命化計画の改訂により、公営住宅等の長寿命化、良質な住宅確保に向けて、今後も計画的に施設整備・修繕を実施していきます。

⑥河川

○安全・安心な生活環境の整備に向け、「2級河川安平川河川整備計画」に基づいた4河川事業の早期着手と早期完成について、引き続き関係機関へ要望していきます。

○既設護岸の損傷・劣化が進行し、治水機能の低下が懸念されている早来市街地を流域とするトキサラマップ川など、町が管理する普通河川については、普通河川整備計画を策定しながら、安全・安心な生活環境の整備に向け、普通河川の治水対策及び河川改修に努めていきます。

評価指標	基準値	目標値（R7）
水道普及率	87.8%（R1）	88.2%
下水道普及率	75.7%（R1）	77.9%
水洗化率	89.3%（R1）	89.6%

（3）計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	追分地区水道再編推進事業（道営対象） 配水管φ150～50mm、L=26,000m	道	
		追分地区水道再編推進事業（道営対象外） 配水管路 φ75・50 L=2,926m	町	
		緊急連絡管新設事業 φ150 L=3,200m	町	
		基幹管路耐震化整備事業 L=30,457m	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業（追分処理区） 計画面積 205.5ha、計画人口 2,680 人、管渠工 42.2km	町	
		公共下水道整備事業（早来・安平処理区） 計画面積 310.7ha、計画人口 3,250 人、管渠工 55.1km	町	
		下水道ストックマネジメント支援制度	町	

	その他	合併処理浄化槽整備事業	町	
	(5)消防施設	安平支署指揮広報車更新事業 1台	胆振東部 消防組合	
		消防ポンプ自動車更新事業 1台	胆振東部 消防組合	
		高規格救急車更新事業	胆振東部 消防組合	
		ホイールローダー整備事業	胆振東部 消防組合	
		消防資機材倉庫建設事業	胆振東部 消防組合	
	(6)公営住宅	老朽公営住宅解体工事（北町） CB造 2棟 9戸	町	
		老朽公営住宅解体工事（大町） CB造 1棟 3戸	町	
		老朽公営住宅解体工事（安平東） CB造 2棟 8戸	町	
		老朽公営住宅解体工事（遠浅東） CB造 1棟 4戸	町	
		老朽公営住宅解体工事（追分北） CB造 3棟 11戸	町	
		公営住宅屋根防水、外壁改修工事	町	
		公営住宅外壁、屋根塗装工事	町	
		公営住宅屋根塗装工事	町	
	(8)その他	新生川整備事業	町	
		新栄の沢1号川補修事業	町	
		安平町共同墓建設工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者福祉

全国的に少子高齢化が進む中、当町の高齢化率は全国平均を上回り高齢者世帯が増えてきていますが、1世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らしの高齢者世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、併せて認知症高齢者や介護を要する高齢者も増加しており、今後もこのような傾向が続くものと推測されます。

このような状況の中、国では高齢者が住み慣れた地域で、必要なときに必要な支援を受けられる「地域包括ケアシステム」の構築を進めており、当町においても、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していくため、ケアシステムの構築を推進していくことが求められています。

そのため、外出支援サービスや通院移送サービスなどの在宅高齢者等の支援や、高齢者の「いきがづくり」や介護予防の充実が重要になります。

高齢者福祉施設については、近年、早来地区において民設民営によるサテライト型の「特別養護老人ホーム」が整備されるとともに、追分地区では北海道胆振東部地震の被害により、民間法人による「特別養護老人ホーム」の建て替え整備が実施されました。

②児童福祉

当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりつつあります。

子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立など大きく変化し、子育て支援環境の整備が喫緊の課題であったことから、認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を、早来地区と追分地区にそれぞれ整備してきました。

町では、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズや悩みに対して包括的な相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を平成31年4月に設置しました。

③しょうがい者福祉

しょうがいのある方が地域で安心して生活をするためには、しょうがい者福祉サービスの充実が不可欠であり、保健・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたります。それぞれのしょうがいの状況や程度に合ったサービスを受ける必要があり、そのニーズは多様化しています。

ノーマライゼーションの理念の下、しょうがいの種別や程度に関わらず、自分で住みたい場所を選び、必要な福祉サービスやその他の支援を受け、自立できる社会の実現やしょうがいの種別間の格差是正やサービス水準の格差是正など地域特性を踏まえた利用者本位のサービスの充実が求められています。

近年では、しょうがい者等の広域的な生活支援拠点の整備が進められているなど、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築が進んでいます。

④保健

地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「第2次健康あびら21」により、生活習慣病の予防に重点を置き、自己管理意識を高め、がん検診をはじめ各種健康診査の受診率の増加に取り組むとともに、各保健施設を拠点として地域に密着した保健活動、保健指導などを行っています。また、早期発見早期治療のためにも、各種健康診査の受診率向上の取り組みが必要となることから、行政ポイントである「ポイントあびら」との連携を始めました。

(2) その対策

①高齢者福祉

- 運動機能低下を予防するために、温水プールでの水中運動やノルディックウォーキング、足腰しゃんしゃん教室などの取り組みを通して基礎体力づくりを進めるほか、サロン活動や子どもと高齢者の交流活動、老人クラブなどにより高齢者の生きがいを推進していきます。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。
- 地域コミュニティ活動を通じた介護予防事業への取り組みや介護給付サービスの充実を図るとともに、高齢者住宅の計画的な維持管理と夜間管理や安全対策の充実など、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、事業を進めていきます。
- 介護サービスの基盤整備については町全体の施設サービスのバランスや地域ニーズを聞きながら検討していきます。

②児童福祉

- 認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を核として実施している子育て支援サービスの充実を図るほか、病児病後児保育体制の構築を検討するなど、安心して産み、育てられるための環境づくりに取り組んでいきます。
- 安平町まちづくり基本条例に定める「子どもが健やかに育つ環境の整備」という理念を踏まえて、保護者だけでなく、これから結婚し、親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思い、子どもたちが「このまちに生まれて良かった」と感じる環境を創るため、「(仮称)子ども教育環境条例」の制定に向けて進めていきます。
- (公財)日本ユニセフ協会から委嘱された「日本型子どもにやさしいまちモデル検証自治体」として、子どもにやさしいまちづくりを念頭に置いた子ども参画や子どもが希望を持てる持続可能な社会形成などについて検証を行っていきます。
- 地域における子育て世代の安心感を醸成するため、母子保健の専門性・子育て支援機能・児童虐待や療育事業など、一体的な相談体制の構築として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携強化を図ります。

③しょうがい者福祉

- しょうがいのある方それぞれの状況に応じ、就労や日中の活動、移動や移送サービスなどに関する適正で十分なサービスの提供に努めていきます。
- 利用者本位のしょうがい者福祉サービスを提供するとともに、老朽化する障害者支援施設の建替え支援を行いながら、引き続き切れ目の無い一貫した支援の提供体制の充実を図っていきます。また、医療的なケアを必要とする子どもを含めたしょうがい児及びその家族が地域において自立した生活を営むことができるよう支援体制の充実を進めていきます。
- 東胆振定住自立圏の連携事業にて共同設置された「東胆振圏域地域生活支援センター」において、しょうがい者に関する諸課題に対応するとともに、町内はもとより東胆振圏域で生活するしょうがい者の地域生活定着支援の拠点として効果的な事業が運営されるよう関係機関と連携しながら生活機能の強化とサービス充実に向けて取り組みます。

④保健

- 管理栄養士による栄養指導はもとより、ノルディックウォーキングや筋トレ教室などの運動教室により基礎体力向上を図りながら、いつまでも健康で生活し続けることができる取組みを展開していきます。また、体成分分析装置「インボディ」事業の継続実施のほか、地場農産品による食育と運動を柱とした「(仮称)健康寿命あびらプロジェクト」により、管理栄養士や運動指導員などと連携した取組みを進めながら、生活習慣病の予防や健康増進に対する意識醸成を図り、「健康あびら21」を推進していきます。
- 特定健康診査受診率向上による重症化予防や医療費抑制を目的として、がん検診等にあわせてピロリ菌検査をセットで実施するなど効率化を図りながら、個別訪問や電話などで受診勧奨を行うとともに、行政ポイント「ポイントあびら」の付与などにより、各種検診の受診率向上を目指す取組みを実施していきます。
- 妊娠期から小学生への歯磨き指導をはじめとし、高齢者まで誰もが健康な歯で食事ができるよう口腔衛生に対する意識付けをしながら、歯科口腔保健の推進に努めます。
- 妊娠期から乳幼児の栄養指導や検診事後指導などにより食育の関心を高めるとともに、高校生までを独自で拡充対象とした医療費無償化や乳幼児健診などの情報を各種媒体により情報発信しながら子育て支援をより一層強化していきます。
- 保健指導や健康相談の拠点となる「ぬくもりセンター」や「保健センター」などの保健福祉施設の計画的な改修・修繕及び環境整備に努めます。

評価指標	基準値	目標値 (R7)
特定健康診査受診率	40.9% (R1)	57%
介護予防事業 (1次予防) への参加者数	1,683 人 (R1)	2,100 人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1)児童福祉施設 保育所	小規模保育所創設補助事業	町	
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センター	安平町デイサービスセンター改修工事	町	
	(5)障害者福祉施設 障害者支援施設	社会福祉法人富門華会障害者支援施設整備補助事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業 高齢者・障害者福祉	地域の支え合い事業 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を必要としている高齢者やしょうがい者等を地域の自治会・町内会が支える仕組みを構築するもの。	町	
		運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証を自主返納した75歳以上の町民に対して、町内の公共交通機関で利用できる共通回数乗車券を交付し、高齢ドライバーによる交通事故の抑制と暮らしの支援を図る。	町	
		福祉ボランティアポイント事業 新しい公共の担い手確保及びボランティアのやりがい、生きがいの創出に資するため、ボランティアポイントを付与する。	町	
		安平町指定地域密着型介護事業所への入院給付費助成事業 指定地域密着型介護事業所における入所者の安心した生活の確保と事業所の円滑な体制整備を図るため支援を行う。	町	
	健康づくり	健康寿命延伸事業 スポーツセンターにおける各種運動教室、健康指導のほか、施設の活用促進により、町民の健康増進と医療費の抑制を図る。	町	
その他 特定不妊治療助成事業 町内で不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減し、出産に結びつく環境整備を推進する。		町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

当町の医療機関については、病院1箇所、診療所1箇所、歯科診療所4箇所が民間により運営され、内科、小児科、放射線科などの診療科目となっています。よって、産婦人科や人工透析などの専門医療については、第2次及び第3次の保健医療福祉圏である苫小牧市や道央圏の医療機関に依存している状況となっています。

休日・夜間における救急医療については、町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図り、あわせて、苫小牧市内の休日当番医療機関などを町広報やホームページに掲載し情報提供を行っています。

引き続き安心して暮らすためには、医師の確保対策などを通じて、現在の医療体制を維持していく必要があり、さらなる町内医療体制の維持に向けた取組みの強化や医療機能の充実を図ることにより地域医療を確保していくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症対策となるワクチン接種について、円滑かつ万全な接種体制を確保し対応していく必要があります。

■医療機関

(令和3年4月1日現在)

区分	名称	床数	診療科目	備考
病院	医療法人同和会 追分菊池病院	一般 30	内科、小児科、消化器内科、放射線科、整形外科、皮膚科、循環器内科、眼科	整形外科、皮膚科、循環器内科、眼科の診療科目については、月1～2回の診療
診療所 一般	医療法人社団並木会渡邊医院		内科、小児科、皮膚科、外科	
歯科 診療 所	オイワケデンタルクリニック		歯科	
	ひまわり歯科医院		歯科、小児歯科、口腔外科	
	日野歯科		歯科	
	早来ファミリー歯科クリニック		歯科、小児歯科	

(2) その対策

- 地域医療を担う民間医療機関の維持存続のため、かかりつけ医の確保のほか専門医の不足や医療機関の看護師不足などを解消する支援制度を継続して行うとともに、医療機関等との連携により、医療過疎の打開、並びに地域医療の確保に向けて取り組んでいきます。
- 安心して暮らすために必要な地域医療を進めていくにあたっては、地域に寄り添い身近で頼りになる「かかりつけ医」の普及・定着により最善の医療が継続されるよう、総合的な能力を有する医師の確保に努めます。
- 休日または夜間の1次医療体制を維持・確保していくため、町内医療機関に対し医師派遣や看

護師の確保などへの独自支援を行いながら、急病患者に対し適切な救急医療を提供できるよう医療体制の維持・確保に努めます。

○安全・安心に暮らせること、そして移住・定住の観点から、第2次医療圏における高度救命救急医療（2次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、苫小牧医師会との連携を図りながら東胆振定住自立圏の連携事業として引き続きその体制が維持できるよう努めます。

○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に努めてまいります。

評価指標	基準値	目標値（R7）
町内医療機関の確保	病院：1、診療所：1 歯科診療所：4 (R1)	現行数の維持

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展 特別事業 民間病院	救急医療体制業務 休日夜間地域医療体制確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、休日・夜間の救急医療体制を確保するもの。	町	
		専門医確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、専門医を確保するもの。	町	
		新規看護師雇用助成事業 看護師及び歯科衛生士を確保するために、医療機関に対し支援を行うもの。	町	
		地域医療提供体制維持費等補助事業 かかりつけ医の定着などに重点を置いた地域医療体制構築を推進するために、医療機関の安定した経営及び運営に対し支援していくもの。	町	
		地域医療連携支援事業 眼科・小児科・整形外科診療体制の維持や町内医療機関の連携に係る支援を行うもの。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①幼児教育・義務教育

町内には、民間法人と行政が連携した2つの公私連携幼保連携型認定こども園が整備され、子育て環境及び就学前教育の充実に取り組んでいます。また、両園ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入により小学校や地域と連携した特色ある幼児教育、さらには発達段階に応じて遊びを通じて子どもたちの育ちを支援する「遊育」を進めるなど、質の高い保育及び教育サービスの提供により、町外からの入園希望もあり、計画以上の入園児童を確保しています。

義務教育施設については、小学校4校、中学校2校の合計6校があり、町内の小中学校全てにコミュニティ・スクールを設置し、地域・学校・行政が連携、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともに開かれた特色ある学校づくりを進めています。

そのような中、平成30年北海道胆振東部地震により仮設校舎での学校生活を余儀なくされている早来中学校の再建については、早来小学校との一体型の学校整備を目指し、多様な町民参画を実施しながら未来に向けた学校づくりを進めているところです。

②生涯学習・社会教育

「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、「安平町まちづくり基本条例」に担い手育成と生涯学習社会の実現を定めています。

生涯学習社会の実現に向け、「安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）」に基づき、施策の展開、そして各種学習機会の充実や町民の交流、活動のネットワークづくりを通じ、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。

社会教育活動の拠点となる各公民館は、町民の交流や学習、芸術・文化活動など地域における様々な活動の場として利用されているとともに、公民館事業等として小学生向けの防災キャンプなど各種企画が催されています。

施設面では、老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（早来町民センター）について、他の公共施設との機能集約や防災機能を付加した施設として整備を行っていく必要があります。

③社会体育

町内には、体育協会加盟団体など、自主的に活動する多くのスポーツ団体があり、団体やグループの育成と活動の支援により、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化に取り組んでいます。

運動は、心身両面における健康の維持・増進のために有効であり、疾病予防や町全体の医療費の抑制につながるものと考えられることから、「健康寿命延伸事業」のほか、スポーツ団体と連携した各種教室やスポーツイベントなど、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取り組んでいます。

町民の健康づくり及び体育の普及振興を図るため、町内には施設改修を終えた屋内及び屋外スケ

ートリンクのほか、野球場やスキー場など多くの運動施設を有しており、計画的な施設の改修及び維持補修に努めてきました。

しかし、震災により多くのスポーツ施設や合宿施設で被害を受け、利用中止・休止を余儀なくされている施設もあり町民の運動機会が縮小・制限されている状況にあることから、新たに多目的競技ができる運動施設や合宿施設が必要となっています。

(2) その対策

① 幼児教育・義務教育

- 質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と利用者ニーズへの迅速な対応を目指した魅力ある民間運営により、子育て世代の確保と誘引につなげていくため、民間法人と連携しながら、認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育のさらなる充実を目指します。
- 質の高い幼児期の教育を確実に小学校以降の義務教育へとつなげていくよう公私連携による教育内容の幼小連携接続を進めていきます。
- 子どもの自主性と創造性を促す遊びながら学ぶ空間整備や施設の充実に向け、町内団体が主体となり進めるプレーパークの整備に対する支援や、地域おこし協力隊と進めている遊育事業の推進に併せ町内全体への広がりを図ります。
- 遊育事業で育まれる資質・能力がこれからの学校で求められる教育活動で発揮されることが期待されることから、学校教育との連携を研究していきます。
- 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育活動の実現を目指し、全小中学校に導入しているコミュニティ・スクールを中心に、引き続き幼保小中高の連携による学力向上に向けた学校教育の強化を進めます。
- 早来中学校の再建については、ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指し、丁寧な町民参画を実施しながら、老朽化が著しい早来小学校との一体型の学校整備を行い、当町が進める子育て教育環境の魅力化により、若年層や子育て世代の関心を高めることで人口確保対策につなげていくという、安平町の未来へつながる復興のシンボルとして進めていきます。
- 児童・生徒の学習意欲を高めることを目的に、より新たな知見で専門的な学習機会を提供するとともにアクティブラーニングによる事業展開など、人生の選択肢や可能性を広げる学びサポート事業などの取組みを推進していきます。
- 老朽化が進んだ教職員住宅については、地域の防犯や景観維持を図る観点などから、解体を行います。
- 町内唯一の高等学校教育機関である「北海道追分高等学校」の存続に向け、行政・学校・存続支援協議会などの民間と一体となった運動を展開します。

②生涯学習・社会教育

- 生涯学習活動を推進するために、町内の施設において学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催や、自主運営・自主管理方針による町民自主企画講座等の学習機会の提供など、様々な学習活動に参加できる環境をつくり、多くの町民が参加し実践できるよう推進していきます。
- 青年層や成人向けに知的好奇心を高めるための探求授業など新たな取り組みを行いながら、地域の将来を担う人材の育成に主眼を置いた社会教育の推進を図ります。
- 公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場であり、さらには協働のまちづくりを進める地域の拠点であることから、災害時には主要避難所になることも念頭に置きながら、各種活動の拠点となる公民館の改修整備を行うなど、計画的な改修等に努めていきます。
- 老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（早来町民センター）については、被災した早来研修センターとの集約により、災害時における避難所や自衛隊等支援機関の活動拠点と併せ体育館機能等を兼ね備えた機能複合化などを視野に整備を行うこととし、町民意見を丁寧かつ慎重に聞きながら、基本的な整備方針を示していきます。

③社会体育

- 町内の各種スポーツ少年団が構成員となっているNPO法人の側面的支援を行うとともに、スポーツ団体と連携した各種教室やイベントの開催など、スポーツ団体やグループの育成と活動の支援を行いながら、スポーツ団体の積極的な活動展開を促していきます。
- スポーツ少年団をはじめとする児童・生徒の全道・全国大会等へ参加する遠征の助成を行うなど競技スポーツの振興を図ってきたことにより、安平町出身者の青年層や成人の全国大会や世界大会出場も多くなっていることから、支援対象を青年層や成人まで拡充しながら、より一層のスポーツ活動の振興を図ります。
- 温水プール・アイスアリーナ・トレーニングルームを備えるスポーツセンターについては、指定管理者制度の導入による利用者の利便性向上・利用者増を図っていくほか、スポーツ施設の老朽化に伴う計画的な改修や長寿命化に取り組みます。
- これまでミニサッカーやミニバレー、冬場の少年団活動として利用していた早来研修センターの利用が中止となり、運動機会が縮小制限されている状況にあることから、老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（早来町民センター）との集約により、災害時における避難所や自衛隊等支援機関の活動拠点と併せ体育館機能等を兼ね備えた機能複合化などを視野に施設整備を行うこととし、町民意見を丁寧かつ慎重に聞きながら、基本的な整備方針を示していきます。

評価指標	基準値	目標値（R7）
学校教育とあびら教育プランの連携	—	連携実施

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	早来小学校・中学校整備事業	町		
		校舎			
		早来小学校解体事業	町		
		早来中学校解体事業	町		
		屋内運動場	早来小学校・中学校外構整備事業	町	
		教職員住宅	教職員住宅解体工事	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新事業	町		
	(3)集会施設、体育施設等	公民館	避難所非常用電源対策事業	町	
			追分公民館		
			防災支援施設改修整備事業	町	
		集会施設	早来公民館		
			公共施設修繕事業	町	
		体育施設	公共施設整備事業	町	
			スポーツセンター温水プール天井耐震化改修事業	町	
			せいこドーム整備事業	町	
		その他	社会教育・社会体育施設等長寿命化計画策定事業	町	
		(4)過疎地域持続的発展	特別事業 義務教育	あびら教育プラン推進事業	
	学校教育と社会教育の連携により遊育活動や社会教育活動を教育現場で展開することで、安平町の特色ある教育を推進する。また、児童生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む教育のほか、学校職員の負担軽減や学校と地域の一体感の醸成を図る。			町	
	高等学校		追分高等学校存続支援事業	町	
	生涯学習・スポーツ	文化・スポーツ大会参加助成事業	町		
		地元追分高等学校の存続に向けて、生徒の通学面や保護者の負担軽減により進学先として選択される学校へ繋げるための取組み。			
	町内の文化・スポーツ団体または個人を対象として、全道・全国・国際規模で開催される大会等へ参加する遠征費等を助成し、青少年の文化・スポーツ活動の活性化に向けた支援を行う。				

	<p>アイスゲット大会開催事業</p> <p>多くの世代が楽しめる多世代型スポーツであるアイスゲットを通じた地域間交流の推進と健康増進を図る。</p>	町	
	<p>遊育推進事業</p> <p>外遊びを継続的に行える環境を確保し、そのフィールドを活用した体験プログラムやイベントの提供及び展開により魅力的な子育て環境を創造する。</p>	町	
	<p>学びサポート事業</p> <p>アクティブラーニングなどを通じた学習意欲の創出・機会を提供し、知的好奇心を高める探究授業を行いながら、差別化した教育コンテンツの構築、社会教育事業の推進と生涯学習の展開を図る。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

安平町の集落は、基幹集落である追分市街地と早来市街地を中心に、放射線状に集落が広がり、その多くは農村集落となっています。

自治の単位となる自治会・町内会等の数は34集落あり、その中には、高齢化率が50%を超える地区があるなど、自治会・町内会等組織の運営に支障を及ぼす集落が発生してきていることから、町では町職員が地域と行政をつなぐパイプ役となる「地域サポート制度」を導入しながら、地域コミュニティの支援に取り組んでいます。

しかし、地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等では、地域の核となる人材・役員や会員の不足、小規模な自治会・町内会等の将来的な在り方など、多くの課題があることから、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取組みが必要となります。

その他取組みとして、町内の空き家・土地情報を掲載できる空き家バンクを開設し、住宅・土地を売りたい方と買いたい方のマッチングを図っていますが、空き家対策の解決に向けた空き家住宅の流動化を図る取組みが求められてきます。

(2) その対策

- 意欲ある都市部の若者を地域に迎え入れる「地域おこし協力隊」制度や、地域サポート制度の導入により、地域の課題解決や地域コミュニティの維持に取り組めます。
- 地域コミュニティの維持存続や再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画（実行プラン）を策定していきます。なお、地区別計画（実行プラン）の策定にあたっては、町民とともに計画づくりから計画策定後の実践に至るまでのサポートやコーディネートなど、協働体制を構築しながら進めていきます。
- 生活環境の保全と定住対策等の観点により策定した「安平町空家等対策計画」に基づき、活用できる空き家（中古住宅）については、移住・定住を促すための住宅リフォーム助成制度や空家住宅購入費助成事業、不動産情報提供事業の体制整備により、町内空き家の活用施策を展開していきます。

評価指標	基準値	目標値（R7）
自治会・町内会等加入率	81.2%（R1）	80%以上

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	住宅リフォーム助成事業 住宅のリフォームに対して助成を行い、快適な住環境の確保をはじめ、子育て世代の誘導、移住定住化対策に取り組む。	町	
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興など地域コミュニティの活性化を図る。	町	
		地区別計画策定・協働体制構築事業 地域コミュニティの再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画を地域が主体となり策定し、地域が抱える各種課題の解決を図りながら新しい支えあいの仕組みを構築する。	町	
		空家住宅購入費助成事業 空き家購入や賃貸リフォームをする場合に助成を行い、空き家の流動化対策を図るとともに住まい確保を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①芸術・文化の振興

当町では、様々な芸術・文化団体やサークルが幅広く活動するなど、芸術・文化活動に対する意識が高く、町づくり、人づくりに大きく貢献しています。

しかし、団体会員の高齢化や固定化が見られることから、新規会員の加入を促す取組みや町民への情報発信など、支援を強化していく必要があります。

また、町内で優れた芸術文化を鑑賞できる環境と機会を充実させていくとともに、町内で活躍している個人や団体が発表できる場を引き続き提供しながら、地域間の交流や一体感の醸成を図る必要があります。

②文化財の保護

町指定の文化財については、北海道胆振東部地震の影響により、一部被害を受けているものがありますが、文化財の補修を行うことで後世に伝えていくこととしています。こうした災害を踏まえた郷土資料の展示方法や管理保存方法の見直しなどの必要があります。

平成31年に開業した道の駅あびら D51 ステーションに併設する鉄道資料館には、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財に登録された「蒸気機関車 D51 320 号機」が展示されており、道の駅のシンボルとして来場者を魅了しています。今後は、日本遺産構成自治体との連携などにより魅力発信などさらなる価値向上につなげていく必要があります。

(2) その対策

①芸術・文化の振興

○芸術・文化活動は、地域住民に感動や喜びと活力を与える大きな力となることから、児童・生徒を対象とした観劇会やロビーコンサートを開催するなど、公民館を中心とした芸術・文化活動を推進し、町民が芸術・文化に触れあう機会の拡充を図ります。

○震災を契機に設立された町民活動団体が芸術・鑑賞事業を行うなど新たな動きも出てきていることから、芸術・文化活動団体の会員確保に向けた団体活動の情報発信など、文化協会と連携しながら、芸術・文化活動団体の育成と支援に努めます。

②文化財の保護

○町が指定した貴重な文化財については、その保護に努めるとともに、町内郷土史団体との連携を通じて、震災の記憶を後世に伝える取組みをはじめ、町の指定文化財や郷土の歴史に触れる機会を確保していきます。

○地震により被災した郷土資料もあることから、関係機関と連携しながら、地震などの災害に耐えられる郷土資料の展示方法・管理保存の見直しを行います。

○これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財となっ

た SL 車両については貴重な資料や文化財であることを認識し、鉄道資料館や道の駅を拠点として、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大、そして、鉄道文化の継承につなげていきます。

○SL車両を保守・整備している「SL保存協力会」の存続と後継者の育成支援を行うとともに、安平町に保存されたキハ 183 系車両の保存・管理・利活用などを目的として発足した「あびら鉄道交流推進協会（おおぞら会）」と連携しながら、鉄道観光資源を地域活性化につなげる取組みを展開し、町内外からの地域サポーターを募るなど、SL車両等の財産のほか、知識や経験などを後世に引き継ぐためのサポートを強化していきます。

評価指標	基準値	目標値（R7）
鉄道の歴史に触れる機会数 (鉄道資料館の開館回数)	11回（R1）	15回

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	指定文化財災害復旧事業補助金	町	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	鉄道資料館整備事業 道の駅あびら D51 ステーションに併設する鉄道資料館に 展示する「蒸気機関車 D51 320 号機」の車両整備や車両運 行など、文化財の保存と活用により地域文化の継承を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化に伴う二酸化炭素の抑制意識の高まりのほか、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、省エネや節電、再生可能エネルギーに対する社会の関心が高まる中、町では、平成25年度に「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」を策定しましたが、策定当時の情勢変化などもあり、時代に合った計画の見直しが必要とされています。

再生可能エネルギーの産業分野では、町内で日本最大級のメガソーラー発電所や世界最大規模の蓄電施設が建設されるなど、今後も次世代エネルギー技術を有効活用した環境に負荷の無い優しい町づくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

○近年町内では、再生可能エネルギー産業分野における事業進出や事業展開が行われていることから、町内各種産業への利活用に向けた研究や、町民等に対する情報提供・普及促進を図っていきます。

○町内公共施設及び街灯 LED 化により、電力使用量の抑制・節電を図ることで、公共施設の省エネルギー対策に取り組んでいきます。

評価指標	基準値	目標値 (R7)
再生可能エネルギーの活用事業数	3件 (R1)	累計3団体

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの利 用の推進	(3)その他	公共施設LED化事業	町	
		町内街灯整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの衰退など、複雑・多様化した課題に対処していくには、先進地事例の研究や民間企業等との連携など、当町の現状をしっかりと把握した上で目標を明確にし、より効果の高い事業を組み合わせながら、解決に向けた取組みを進めることが重要となります。

当町では、こうした各種課題に対応していくために、民間求人サイトを活用した職員の人材確保や民間人材の活用などを通じて、さらなる地域の活性化に向けた取組みを行っています。

また、当町のまちづくりや特色、魅力を全道・全国へアピールし、町の認知度を高め定住人口・交流人口・関係人口の拡大へ結びつけていくためには、ターゲットを明確にししながら、的確に伝えていくことが重要となってきます。

(2) その対策

○社会情勢の変化に迅速及び的確に対応するため、庁内ワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決に向けた体制づくりを進めます。

○当町の町民に向けた広報活動と、町外に対する売込みを行う上で必要となる指針として「シティプロモーション戦略」を策定し、全町的な展開を図ります。

○町外に向けた情報発信力の強化を進めるため、町の様々な魅力を道内・全国に向けて積極的に発信し、当町の知名度やイメージの向上を図りながら、交流人口拡大から最終目標である子育て世代の町への定住人口の確保及び拡大へ結びつけていきます。

○民間企業の持つ技術やノウハウを活用しながら、地域課題の解決を図っていきます。

○町民や各種団体のチャレンジや事業を応援・支援する仕組みにより、町民主体の自主的なまちづくり活動を推進していきます。

評価指標	基準値	目標値（R7）
まちづくり事業支援交付金の活用団体数	11 団体（R1）	累計 50 団体

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地 域の持続的発展 に関し必要な事 項		政策課題WG設置事業 社会情勢の変化に迅速及び的確に対応するため、組織として横断的なワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決方法等を調査研究し、実行性ある取り組みを目指す。	町	
		シティプロモーション戦略事業 情報発信の基盤となるシティプロモーション戦略を策定するほか、SNSを通じた情報発信の外部委託など発信力強化に向けた取り組み。	町	
		地域活性化起業人活用事業（地域おこし企業人交流プログラム活用事業） 民間企業等の社員を一定期間受入れ、民間が持つノウハウと知見を活かし、地域課題の解決を目指す。	町	
		あびら版町民チャレンジ応援事業（クラウドファンディング事業） クラウドファンディング系資金調達手法による外部資金調達を通じた町民チャレンジのコーディネートやサポートを行うなど、町民・団体によるチャレンジを応援する仕組みを構築する。	町	
		まちづくり事業支援交付金事業 地域コミュニティ団体や地域活動団体が行うまちづくり事業を支援し、協働のまちづくりを進める。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

参考資料

1. 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	定住促進事業（結婚祝金、出生祝金） 若年層の増加を図るため、婚姻や出生時など新たな生活に要する経費の一部を助成し、定住人口の増加・確保を図る。	町	将来的 な事業 効果有
		定住促進事業（住宅建設奨励助成金、転入奨励助成金、子育て助成金、新規就農商工業奨励金、若者雇用助成金） 町内への住宅建設等を対象とした奨励助成金や、新規就農商工業者等を対象とした奨励助成金、町外からの通勤者を対象とした移住支援・雇用助成金制度により、定住人口の増加・確保を図る。	町	将来的 な事業 効果有
	地域間交流	ふるさと会推進事業 安平町にゆかりのある首都圏在住の安平町出身者や関連企業との交流等により、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	将来的 な事業 効果有
		国際交流会補助事業 台湾との交流を行う町内活動団体へ活動に対する補助を通じて、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	将来的 な事業 効果有
	人材育成	介護職の人材育成及び確保に対する助成事業 介護福祉士養成校（専門学校等）で介護福祉士資格取得のために修学し、かつ、卒業後に安平町内の介護事業所に就業する者を対象として補助金を交付することで町内介護人材の確保を図る。	町	将来的 な事業 効果有
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興など地域コミュニティの活性化を図る。	町	将来的 な事業 効果有
		あびら起業家カレッジ事業 町外からの地域課題解決に向けた起業創業を促すとともに、子育て世代の移住定住を図ることで、定住人口の確保と地域活力の活性化を目指すもの。	町	将来的 な事業 効果有
		地域福祉を支える人材育成支援事業 福祉ボランティア人材の育成及び確保に向けて、ボランティア資格取得の支援を行い、地域福祉の向上を図る。	町	将来的 な事業 効果有
2 産業の 振興	(10)過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	新規就農対策事業 新規就農者の招致、育成に必要な経費を助成し、基幹産業及び農村の活性化を図る。	町	将来的 な事業 効果有
		土壌分析推進事業 土壌の特性を科学的に分析し、バランスの取れた土づくりと農作物の安定生産を図ることで、持続的な農業を目指す。	町	将来的 な事業 効果有

	商工業・6次産業化	<p>耕畜連携支援事業</p> <p>酪農家の減少や配合飼料価格の高騰を踏まえ、自給飼料の確保と乳質改善、さらには耕種農家の輪作体系の確立を図る。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>商品開発支援事業</p> <p>地場産品や地域の資源を活かした商品開発、商品の宣伝普及と販路拡大の支援を行い、更なる交流人口とリピーターの増加を図る。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>中心市街地にぎわい事業</p> <p>商店街の交流拠点施設等を活用しながら、商店街及び市街地における賑わい創出に向けた取組みを行い、商店街を含めた中心部の活性化を目指す。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>消費拡大地域活性化事業</p> <p>町外への購買力流出抑止と町内経済循環、各店舗への誘客等を目指し、消費拡大による地域活性化を図る。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>創業者等支援事業</p> <p>新規創業に必要となる経費の一部を支援することで、初期投資軽減により安定的な経営を促し事業の定着を図るもの。</p>	町	将来的な事業効果有
	観光	<p>回遊・交流ステーション形成事業</p> <p>交流人口の拡大に向け、道の駅を核として町内の観光資源を活用しながら町内全体を回遊させるためのPR等を行い、回遊と滞在時間を増やす仕組みを構築する。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>道の駅プロモーション戦略事業</p> <p>道の駅を拠点に町への集客を果たし、町全体への回遊につなげるため、賑わい創出イベント及びプロモーションを行う。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>追分ゲートウェイ整備事業</p> <p>道の駅をゲートウェイとした観光客に訴求する地域資源活用型の体験事業などを実施することで、交流人口の増加を図る。</p>	町	将来的な事業効果有
	企業誘致	<p>企業誘致PR事業</p> <p>企業誘致に向けた情報発信と情報収集により、町内への企業誘致を促進する。</p>	町	将来的な事業効果有
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 情報化	<p>あびらチャンネル制作委託事業</p> <p>町内向けの情報発信媒体であるあびらチャンネルの番組制作の一部を民間事業者委ねることで、民間のノウハウを活用した有効な情報が可能となる。</p>	町	将来的な事業効果有
4 交通施設の整備、交通手	(9)過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	<p>デマンド交通運行事業</p> <p>高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供するもの。</p>	町	将来的な事業効果有

段の確保		循環バス運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供するもの。	町	将来的な事業効果有
		地域公共交通対策事業 公共交通の維持確保のため、持続可能な公共交通の構築及び利用促進を図るもの。	町	将来的な事業効果有
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	地域の支え合い事業 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を必要としている高齢者やしょうがい者等を地域の自治会・町内会が支える仕組みを構築するもの。	町	将来的な事業効果有
		運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証を自主返納した75歳以上の町民に対して、町内の公共交通機関で利用できる共通回数乗車券を交付し、高齢ドライバーによる交通事故の抑制と暮らしの支援を図る。	町	将来的な事業効果有
	福祉ボランティアポイント事業 新しい公共の担い手確保及びボランティアのやりがい、生きがいの創出に資するため、ボランティアポイントを付与する。	町	将来的な事業効果有	
	健康づくり	安平町指定地域密着型介護事業所への入院給付費助成事業 指定地域密着型介護事業所における入所者の安心した生活の確保と事業所の円滑な体制整備を図るため支援を行う。	町	将来的な事業効果有
	健康づくり	健康寿命延伸事業 スポーツセンターにおける各種運動教室、健康指導のほか、施設の活用促進により、町民の健康増進と医療費の抑制を図る。	町	将来的な事業効果有
	その他	特定不妊治療助成事業 町内で不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減し、出産に結びつく環境整備を推進する。	町	将来的な事業効果有
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	救急医療体制業務 休日夜間地域医療体制確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、休日・夜間の救急医療体制を確保するもの。	町	将来的な事業効果有
		専門医確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、専門医を確保するもの。	町	将来的な事業効果有
		新規看護師雇用助成事業 看護師及び歯科衛生士を確保するために、医療機関に対し支援を行うもの。	町	将来的な事業効果有
		地域医療提供体制維持費等補助事業 かかりつけ医の定着などに重点を置いた地域医療体制構築を推進するために、医療機関の安定した経営及び運営に対し支援していくもの。	町	将来的な事業効果有

		地域医療連携支援事業 眼科・小児科・整形外科診療体制の維持や町内医療機関の連携に係る支援を行うもの。	町	将来的な事業効果有
8 教育 の振興	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	あびら教育プラン推進事業 学校教育と社会教育の連携により遊育活動や社会教育活動を教育現場で展開することで、安平町の特色ある教育を推進する。また、児童生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む教育のほか、学校職員の負担軽減や学校と地域の一体感の醸成を図る。	町	将来的な事業効果有
		追分高等学校存続支援事業 地元追分高等学校の存続に向けて、生徒の通学面や保護者の負担軽減により進学先として選択される学校へ繋げるための取り組み。	町	将来的な事業効果有
	生涯学習・スポーツ	文化・スポーツ大会参加助成事業 町内の文化・スポーツ団体または個人を対象として、全道・全国・国際規模で開催される大会等へ参加する遠征費等を助成し、青少年の文化・スポーツ活動の活性化に向けた支援を行う。	町	将来的な事業効果有
		アイスゲット大会開催事業 多くの世代が楽しめる多世代型スポーツであるアイスゲットを通じた地域間交流の推進と健康増進を図る。	町	将来的な事業効果有
		遊育推進事業 外遊びを継続的に行える環境を確保し、そのフィールドを活用した体験プログラムやイベントの提供及び展開により魅力的な子育て環境を創造する。	町	将来的な事業効果有
		学びサポート事業 アクティブラーニングなどを通じた学習意欲の創出・機会を提供し、知的好奇心を高める探究授業を行いながら、差別化した教育コンテンツの構築、社会教育事業の推進と生涯学習の展開を図る。	町	将来的な事業効果有
9 集落 の整備	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	住宅リフォーム助成事業 住宅のリフォームに対して助成を行い、快適な住環境の確保をはじめ、子育て世代の誘導、移住定住化対策に取り組む。	町	将来的な事業効果有
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興など地域コミュニティの活性化を図る。	町	将来的な事業効果有
		地区別計画策定・協働体制構築事業 地域コミュニティの再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画を地域が主体となり策定し、地域が抱える各種課題の解決を図りながら新しい支えあいの仕組みを構築する。	町	将来的な事業効果有

		空家住宅購入費助成事業 空き家購入や賃貸リフォームをする場合に助成を行い、空き家の流動化対策を図るとともに住まい確保を図る。	町	将来的な事業効果有
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	鉄道資料館整備事業 道の駅あびら D51 ステーションに併設する鉄道資料館に展示する「蒸気機関車 D51 320 号機」の車両整備や車両運行など、文化財の保存と活用により地域文化の継承を図る。	町	将来的な事業効果有
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		政策課題WG設置事業 社会情勢の変化に迅速及び的確に対応するため、組織として横断的なワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決方法等を調査研究し、実行性ある取組みを目指す。	町	将来的な事業効果有
		シティプロモーション戦略事業 情報発信の基盤となるシティプロモーション戦略を策定するほか、SNS を通じた情報発信の外部委託など発信力強化に向けた取組み。	町	将来的な事業効果有
		地域活性化起業人活用事業（地域おこし企業人交流プログラム活用事業） 民間企業等の社員を一定期間受入れ、民間が持つノウハウと知見を活かし、地域課題の解決を目指す。	町	将来的な事業効果有
		あびら版町民チャレンジ応援事業（クラウドファンディング事業） クラウドファンディング系資金調達手法による外部資金調達を通じた町民チャレンジのコーディネートやサポートを行うなど、町民・団体によるチャレンジを応援する仕組みを構築する。	町	将来的な事業効果有
	まちづくり事業支援交付金事業 地域コミュニティ団体や地域活動団体が行うまちづくり事業を支援し、協働のまちづくりを進める。	町	将来的な事業効果有	

安平町過疎地域持続的発展市町村計画

自 令和3年度 ～ 至 令和7年度

【発行】

安平町 政策推進課政策推進グループ

北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地

電話 0145-22-2511 (代表)